ISSN 0914-0220

研究紀要

第31号　平成30年3月

巻頭のことば　関　正晴　1

【論文】

イギリス商館長リチャード＝コックスと幕藩権力
―一六一五年のスペイン人・イタリア人因禁事件をめぐって―　鍋本由徳　3

【論文】

日教組【教育防衛闘争の要領】（1949年）の作成と破棄について　高木加奈絵　宇内一文　古賀徹　1

〝医療水準〟の刑事医療裁判への適用可能性の検討　根本晋一　91

対象化についての一考察　中澤瞳　119

【研究ノート】

広告コンセプトとベネフィット・セグメンテーションに関する一考察　雨宮史卓　135

Ulysses（1922）第17挿話の背景　猪野恵也　153

日本大学通信教育部

巻頭のことば

日本大学通信教育部長　関　正晴

日本大学通信教育部『研究紀要』第三十一号が発行の運びとなりました。この研究紀要は、通信教育部所属教員による研究成果として毎年一回発行しています。通信教育部は、法学部、文理学部、経済学部、商学部の通信教育課程から構成されており学際的な特徴を持っています。また、通信教育部は、高等教育機関としての位置づけをもつだけではなく、生涯教育機関としての性格も有していることから、様々な社会的要請に応えることが期待されています。このことを反映して、通信教育部の教員による研究成果の掲載は幅広い社会の要求に応えるものになっていると思います。今回の研究紀要には、論文五編、研究ノート一編が掲載されていて、法学部関係では根本晋一准教授、文理学部関係では古賀徹教授、猪野恵也准教授、鍋本由徳准教授、中澤瞳助教、商学部関係では雨宮史卓教授の玉稿が掲載されております。通信教育部の教員は、夏期スクーリング、夜間スクーリング、地方スクーリングなどの変則的な授業形態の中で教育に従事し、遠隔地で学んでいる学生達への学修支援にも従事していることから研究に費やすことができる時間も相対的に短くなっており、長期間の休暇を利用した研究論文の執筆活動が困難となっています。その制約の下でも、研究紀要が継続して発行されてきたのは、通信教育部教員の日頃の努力な成果といえるでしょう。

この度、研究成果を発表されました先生方に敬意を表するとともに、今後も通信教育部の教員がより多くの充実した研究成果があげられることを祈念致す次第です。最後に、研究紀要の編集作業にご尽力頂きました関係各位に御礼を申し上げまして巻頭のことばとさせて頂きます。

イギリス商館長リチャード＝コックスと幕藩権力

―一六一五年のスペイン人・イタリア人囚禁事件をめぐって―

鍋本由徳

はじめに

本稿は、平戸イギリス商館をめぐる事件に対するイギリス商館と幕府・平戸松浦家の動向から、商館長リチャード＝コックスの幕藩権力に対する理解を考察するものである。『イギリス商館長日記』(Diary of Richard Cocks　以下『商館長日記』)には、商館員や商館関係者に関わる事件が随所に記される。筆者は以前、平戸で起こった各事件の特徴に応じ、コックスの動きに違いがみられることを指摘した[1]。商館内あるいは平戸での小競り合いは、ほぼ商館内部での処理で解決できたが、日本人とイギリス人の間で起こるトラブルでは、平戸の領主松浦氏へ報告あるいは捜査・審理を依頼することがあった。それは特に日本人が加害者であった場合に多く見られ、逆にイギリス人が加害者だった場合、商館による保護が優先され、家康存命期には幕藩権力が介入することはほとんどなかった。慶長一八(一六一三)年に来日したジョン＝セーリスを通じて、イギリス人は家康から治外法権を認められたが、必ずしもその条項を適用しているとは言いがたいところもある。一六一〇年から一六一六年ころまでは以上のような状況であった。もっとも、

秀忠親政期に入ると、長谷川藤正の介入や松浦家の介入の度合いが大きくなる。[2]

さて、イギリス商館が置かれた平戸には多くの外国人が居住し、また、長崎を介した商売が頻繁におこなわれていた。イギリス商館をめぐる研究では、戦前・戦後を通して交易実態を明らかにするものが多く、近年も『商館長日記』を使った商取引の研究は見られるものの、総じて事件を扱う政治的研究は多くない。[3] そこで本稿では幕藩権力を考察する一事例として、商館と取引のあるスペイン人ファン＝デ＝リエバナとイタリア人ダミアン＝マリネスがスペイン人に囚禁され、商館長リチャード＝コックスが彼らを解放する顛末をとりあげる。本事件をとりあげた先行研究は、「長崎奉行」と呼ばれる長谷川権六藤正について論じた三宅英利氏のものにほぼ限定される。[4] 三宅氏は外国貿易管理の一環として、「外人間の紛争」をとりあげ、コックスが藤正をポルトガル側に荷担した人物として認識したこと、その背景にポルトガル・スペイン人の持つ貿易既得権と、オランダ人・イギリス人の後発参入や海賊問題があったことを指摘する。

三宅氏の指摘に加えて着目すべき課題を本事件は持つ。それは、藤正に限らず、松浦隆信、長谷川藤廣や後藤光次ら「駿府政権」のブレーン、さらに徳川家康が関わった事件だからである。つまり、イギリス商館と幕藩権力との関わり方、コックスらイギリス商館員の幕藩権力理解を知る情報を得られるのである。外国人による日本の権力認識について、多くの研究は権力者表記に着目する。また、その表記を自明として論を進める傾向があるが、その表記には外国人の日本における権力の理解が背景にあり、それが日本の実態を知ることによって変化することに考慮しなければならない。[5]

本事件では、各地に出向く複数の商館員も関わっており、そのなかにウィリアム＝アダムス（三浦按針）がいた。しかし、商館員たちの動向を記した史料は、商館員の書状（India Office Record Original Correspondence）や『商館長日記』に限られており、長崎での動向は未詳である。

国内でいわゆる出頭人政治が展開されている時代、貨物管理などの交易問題では長谷川藤廣や長谷川藤正らの「買物掛」がトラブルに対処した。積極的な交易介入のイメージが強い藤正ら幕藩権力は、事件の際にどのような動きを見せるのか。また商館が置かれている平戸の領主はどう動くのか。来日して約二年、コックスら商館員は日本国内における権力のあり方について徐々に理解を深めていく段階であった。その理解がどのように事件解決へ反映されるのか。見方を変えれば、外国人同士の問題に幕藩権力はどう対応するのかを知る上でも重要な事件なのである。

以下、事件の概要・状況、関わっていた人物の政治的位置付けと実態を記し、コックスによる幕藩権力の一端を考えることにしたい。なお、年代表期は主たる史料『商館長日記』記載のユリウス暦を基本とし、必要に応じて和暦とグレゴリオ暦を併記する。

一、囚禁事件の概要

本事件は、大坂の陣が終わって間もない一六一五年九月（元和元年七月下旬）に起こった。その発端こそ長崎での小さな事件に過ぎない。『商館長日記』九月五日（和暦七月二三日）、平戸・長崎で活動していた中国人貿易商人チャ

イナ・キャプテン（李旦）が、ダミアン・マリン（マリネス　以下、マリネス）とフアン・デ・リエバナ（以下、リエバナ）が捕えられて大型の帆船へ連行されたこと、その捕縛は彼らがイギリス人とともに活動していることへの悪意が要因であることをコックスへ伝えたとの記事がある。[6] 囚禁されたこの両者とイギリス商館との関係を詳細に知ることはできないが、フアン＝ヒル氏によれば、マリネスはサン・フランシスコ号の水夫で、リエバナとともにスペインへの忠誠が薄かった人物であったとする。[7]

商館が開設された直後、イギリス商館が扱う商品の一部は長崎で保管され、それらを扱っていたのがマリネスとリエバナの二人であった。[8] リエバナは一六一四年、ウィリアム＝アダムスのシャム交易にともなって出帆したシー・アドベンチャー号の最初の航海に乗り込んだ人物である。[9] この時の航海では、悪天候によって船はシャムへ到達できず、船破損の修復のために琉球に向かい、のちに平戸へ引き返した。リエバナと商館との関係を『商館長日記』からたどると、航海後に長崎で収集した渡海情報（南蛮船や東南アジア諸都市の情報）を商館へ伝えていた記事がみられる。[10] それ以外の長崎での活動は未詳である。

マリネスは商館と中国商人との間に立ち、龍涎香（アンバーグリス）や小麦の買い付けをおこなっていた人物である。マリネスは、一六一五年六月一二日に平戸島に上陸し、琉球で買い占めた龍涎香の売買をめぐり、コックスと多少のトラブルを起こしながらも、イギリス商館やオランダ商館との価格交渉をおこなっていた。龍涎香と小麦の売買を終え、長崎に戻ったのは六月二九日のことである。[11]

さて、事件の概要は次の通りである。九月五日（元和元年七月二三日）、リエバナとマリネスが長崎で囚禁された

【附表】1615 年　スペイン人・イタリア人囚禁事件略年表

日　付	コックス動向・事件経過
９月５日	スペイン人が２名捕縛されたとの情報が入る。
９月７日	長谷川藤正へ釈放を要求する。
９月８日	重ねて長谷川藤正へ釈放を要求する。
９月９日	家康に本事件を伝える意向を藤正へ報告する。
９月10日	家康に本事件を伝える意向を重ねて藤正へ報告する。
９月23日	藤正からの返書が届くが、解決に至らない。
９月24日	家康か秀忠へ伝える意向を商館員へ示す。
９月26日	家康か秀忠へ伝える意向を商館員へ示す。
９月27日	松浦隆信に藤正宛の手紙を書かせ、隆信が発送を約束させる。
９月28日	隆信が藤正宛に手紙を出していないことが発覚する。 商館員を通して藤正との交渉に入る。
10月１日	長崎からの情報で、スペイン人が捕縛犯であることを知る。
10月８日	アダムスが家康の許へ急行する（本事件との関わり未詳）。
	長崎から藤正の動向が伝わる。
10月９日	長谷川藤廣と後藤庄三郎への紹介状を隆信へ依頼する。
10月10日	松浦隆信から藤正の情報がもたらされる。
10月11日	アダムスへ家康に伝えるべき旨の書状を出す。
10月13日	改めて藤廣・後藤への紹介状を隆信へ依頼する。
10月17日	長谷川藤正の弁解が届けられる。
11月９日	藤正から隆信へ書状が届く（状況は変わらず）。
11月10日	商館員経由で藤廣から隆信・藤正への書状が届けられる。
11月12日	未解決の場合は直接訴えてよいとの藤廣の意図を隆信へ伝える。
11月15日	藤廣へ藤正への手紙に対する礼状を出す。
11月23日	隆信が藤正からの手紙の内容を伝えてくる。
11月27日	アダムスが家康の書状を携えて平戸へ戻る。
11月28日	アダムスが捕縛人解放のため長崎へ向かう。
11月30日	アダムスとマリネスが平戸に戻る。
12月２日	長崎の事情をマルティンが語る。
12月17日	マリネスがリエバナをつれて帰ってくる。
12月22日	藤廣に釈放の件を連絡する。

注）本表は『イギリス商館長日記』（日本関係海外史料）をもとに作成した。
本表は日記を書くコックスの視点からまとめたものであり、各商館員の動きや書状授受の状況を考慮する必要がある。
年代は『イギリス商館長日記』にしたがい、ユリウス暦で表記した。

との情報が平戸に届き、翌日、コックスは現地長崎にいる長谷川藤正に両名の釈放を要求した。コックスは家康への報告をほのめかしつつ藤正へ対応を求めたが、藤正からの返信では主犯の情報が届くのみで、釈放については何ら回答されなかった。コックスは、九月二四日前後に平戸領主松浦隆信とウィリアム＝アダムスを通して、徳川家康への本事件の報告を目指すようになる。事件が起こった一六一五年九月は、イギリスから来航したホゼアンダー号船長ラルフ＝コピンドールが家康を訪問するため、アダムス、リチャード＝ウィッカム、ウィリアム＝イートンを随行として平戸を出立した月でもある。コックスは追いかけるようにアダムスらへ書状を送った。コックスは同時に、隆信を通して藤正へのアプローチもおこなっていたが、状況に変化はなく、コックスは直接商館員エド＝セイヤーを長崎へ派遣した。コックスは家康への報告を意識しつつ、しばらくの間、現地での解決をはかったのである。

一〇月、コックスの動きは目立たなくなるが、長谷川藤廣や後藤庄三郎光次への紹介状を隆信へ求めるなど、幕府中枢に対して動きを見せるようになる。上方や江戸・駿府へ移動したウィッカム、イートン、コピンドールらはコックスへ自身の状況と、家康の動向を報告した。アダムスは平戸から京・大坂あたりまではウィッカムらと同行したが、その後、家康の命によって駿府・江戸と移動した。これは浦賀へ到達したフランシスコ会宣教師ディエゴ・デ・サンタ・カタリナの応対をするためである。よって、アダムスがコックスからの書状内容を把握するのは一〇月下旬となった。

一一月、イートンの書状が大坂から平戸へ届き、併せて長谷川藤廣から藤正への書状がコックスへもたらされた。藤廣の書状には藤正への指示が書かれ、同月下旬、家康からの書状を携行したアダムスが平戸へ戻ってきた[12]。アダムスの平戸帰還を契機に、事態は一気に解決に向かい、マリネスは一一月三〇日、リエバナはやや遅れて一二月一七日

に平戸へ戻ってきた。

以上、本事件は、結果としてはアダムスが携行した家康の書状が決め手となった。藤正も釈放せざるを得なかった。大坂の陣後に権力の多くを家康から秀忠へ移していたと考えられるとはいえ、当時の家康は依然“Emperour”であり、それは形式的なものではなく実効力を持った存在としての“Emperour”であった。ゆえに本事件の解決を家康のカリスマ性で評価したり、長谷川藤正に逆らえない隆信の弱さを強調しがちである。[13]

家康による指示が解決を導いたことは事実である。それならば、最初からアダムスを通して家康からの指示を得ればよいのではないだろうか。アダムスは家康に謁見することができる立場にある。なぜコックスはその手段をとらなかったのか。この経緯や状況が、日本における問題解決に合わせた対応であるとするならば、コックスの持つ幕藩権力に対する理解が反映しているととらえることはできないか。それを知るためには、本事件の推移を追ってみる必要が出てくるのである。

二、関係人物と政治・外交での役割

事件経緯を踏まえ、事件に関わった幕藩関係者について整理しておく。

(1) 長崎・平戸関係者

まず長崎・平戸関係者として、長崎にいる長谷川藤正、平戸領主松浦隆信がいる。いずれも、朱印船交易での朱印

状発行、外国人来訪での取次など、外交政策や将軍家の商取引に関わった者である。

①長谷川藤正

まず、長谷川藤正である。史料では「権六」“Gonroku”“Gonrock”と表記される。『寛永諸家系図伝』や『寛政重修諸家譜』など官撰系譜に現れず、藤正の経歴については未詳な点が多い。しかし、『商館長日記』をはじめ、オランダ商館関係史料やイエズス会関係史料には「長崎奉行」として頻繁に現れる人物である。慶長一九（一六一四）年、それまで長崎で貨物管理などに携わった長谷川藤廣が堺へ移り、その後、藤正が長崎へ移ってきた。

ところで、藤廣が長崎を離れたことにより、藤正が長崎奉行に就任したとする見方がある。しかし、後述する藤廣とともに、当時の「長崎奉行」が「奉行」として成立していたのか曖昧であり、職制としての長崎奉行と同じとは限らない。それは、イギリス人が将軍秀忠を“Shongo Samma”（将軍様）と記述するが、征夷大将軍としての機能を理解した上での将軍というよりは、「将軍様と呼ばれている皇帝家康の息子」といった意味で使っていることと同じである。「奉行」の文言が書かれていたとしても、たとえば、慶長期の寺院争論での目安の宛所「御奉行様」が、円光寺元佶・金地院崇伝・板倉勝重ら寺院争論を担当する者を総称していることは明らかで、それが「奉行」として認知された。このようなことから、同時代海外史料に「ブギョウ」の読みが書かれていても、職制としての奉行とは限らず、何らかの役職に就いていたり、いわゆる公務に従事していれば、その人物は「奉行」と理解される。

さらに、藤正の長崎奉行就任は、慶長一九年説（長谷川藤廣の堺移動）、元和四年説（長谷川藤廣死去）など複数ある。幕末の作成と思われる一覧「前々御下向長崎奉行　同御目付」には「元和元卯年御下向寛永二丑年迄十一ヶ年　長谷

川権六様」とあり、[14]元和元年の下向を以って長崎奉行とするものもある。しかし、『商館長日記』でいう長崎の「奉行」とは、長崎にて何かしらの責任職に就いている者を指す。よって、藤廣が「長崎奉行」のまま堺へ移り、現地へ赴任した藤正へ指示・助言をおこなうこともあり得る。いずれにせよ、藤正が藤廣の替わりとして長崎へ来た「奉行」であるとの事実は、藤正が職制としての長崎奉行に就任したか否か、またその年代が不確定であったとしても、コックスの「奉行」としての理解に影響を与えるものではない。

藤正が長崎へ着いたのは元和二年である。コックスは、一六一六年六月一六日（元和二年五月一三日）、「ゴンロク殿が、昨夜、知事となるためここを通過して長崎へ向かった。」[15]と記す。この「知事“Governor”」に相当する役職が「長崎奉行」となる。コックスは、藤正が長崎へ行くこと、その目的が何らかの役職に就くことの情報を持っていた。藤正が藤廣に替わり、長崎で海外交易、将軍家の物資調達に関わり、商品価格の設定に介入した。長崎の貨物に関わること、そして本事件にみられるように、長崎の事件に際し対応を求められたことなどから、現地商人や外国人からは役人としての役割を期待されたと理解してよい。

②松浦隆信

松浦隆信は、松浦法印鎮信の孫にあたる。鎮信の嫡男久信が慶長七年に死去したため、江戸開幕の時、すでに隆信が数え一二歳で遺領相続していた。若年であるため、法印鎮信が後見となっていたが、実際には両者をもって平戸領主としての役割を果たしていた。慶長一一年正月二七日付鍛冶惣兵衛宛知行宛行状など、わずかとはいえ、鎮信と隆信の連署で発給された事例がみられることからわかる。よって実態として隠居鎮信が当主隆信とほぼ同じ性格を有

している姿をイギリス人は実際に見聞きして理解したのである。[15] そのことは、セーリスが鎭信を“old kinge”隆信を“young kinge”と表現したことからもうかがえる。[17]

外交では、鎭信が実権を握っていた。セーリスが平戸へ上陸した際も、出迎えや饗応は鎭信主導でおこなわれ、平戸で騒動が起こった時に最初に報告あるいは捜査依頼をする相手も鎭信だった。鎭信が病気になり、セーリスたちが隆信のところへ出向いたとの記事があることから、隆信が多少なり、直接外交に携わっていた事実はある。

（2）幕府関係者

幕府中枢、特に家康を中心にした「駿府政権」のブレーンのなかに長谷川藤廣と家康側近の一人で金座を取り仕切る後藤光次、家康付年寄で出頭人の本多正純、ウィリアム＝アダムスがいる。正純は詳述するまでもなく家康の出頭人であり、政務の中心である。ここでは藤廣と後藤について触れておこう。この両者は幾度となく外交担当者として紹介されてきた人物である。家康死後、共にその幕府での動きが目立たなくなり、その勢いがなくなっていくところに特徴がある。

①長谷川藤廣

本事件で長谷川藤廣が登場するのは、事件発覚後しばらく経過してからとなる。コックスは藤廣の存在自体を数年前から知っており、面識もあった。セーリスが一六一三年に来日し、駿府・江戸で家康・秀忠に謁見していた頃、コックスは留守として平戸にいた。一六一三年一〇月五日、コックスは松浦鎭信から、長崎の“Bon Diu”（奉行）が平戸

に来ることを聞いた[18]。この人物が藤廣である。藤廣が松浦隆信とともにイギリス人がいる宿所（商館）の近くまで来たところで、コックスと藤廣は会話を交わしており[19]、その事実から、事件当時、まったく知らない仲ではなかった。

長崎における長谷川藤廣の活動は長く、その実力はオランダ人のジャック＝スペックスらが一六一一年（慶長一六年）に家康を訪問した時、藤廣は“majesteit van Nangesacque”と表現されたことからもわかる[20]。藤廣はノッサ＝セニョーラ＝ダ＝グラッサ号事件（一六〇九）をめぐる動向にもみられるように、澳門総司令官アンドレ＝ペッソアの駿府下向への牽制、ペッソアの処分教唆、グラッサ号拿捕の準備など、商業以外での活動も活発だった。藤廣が一六一四年（慶長一九年）冬に芝山正親に替わって堺の奉行を務めることとなったとされるが、その後も長崎交易から手を引くことはなく、むしろ次の後藤庄三郎光次とならんで朱印状発給の仲介や、家康への取次をおこなっていた[21]。しかし、商館の経営が始まった頃、藤廣は長崎を離れており、実質的な長崎での取引は藤正へと移っていた。そのため、コックスらと藤廣との直接的な接触はほとんどなかった。

②後藤光次

後藤光次は金座で知られた人物である。外交では幕府創設期から家康の取次役をつとめ、長谷川藤廣とともに朱印状発給の仲立ちをおこなっていた。ウィリアム＝アダムスの案内によって、スペックスが家康に謁見する際の取次でもあり、オランダ人からの贈り物を受け取っていることからも、当初から、外交における実力者であることが知られていた。オランダ人やイギリス人の贈物の宛所がどこであるかは、当時の西洋人からみた幕藩権力の理解を知る上で重要な役割を果たすといえよう[22]。

後藤光次自身は長崎へ来ることはなかった。しかし、一六一三年八月四日（慶長一八年六月二八日）ジョン＝セーリスが駿府・江戸へ向かう際、贈物の贈り先として、家康・秀忠父子、本多正信・正純父子、板倉勝重、向井正綱と後藤光次が挙げられていた。光次が外交に関する重職にあったことが情報としてセーリスに入っており、その情報がコックスへ引き継がれていたといえる。

そのほか、幕府関係者としてウィリアム＝アダムスがいる。当時のアダムスは商館員として雇われており、事件当時は商館員の一人として、コックスの指示によって平戸から京、大坂へと移動していた。途中、家康の命によって浦賀へ向かっており、スペイン人宣教師の応対をおこなった後に、平戸へ戻った。商館員としての職務を果たすと同時に、家康のブレーンとしても活動していたことから、アダムスはコックスと家康とを直接つなぐことのできる唯一の存在だったといえる。アダムスがコックスの指示を受けて家康へ本事件を報告しようとした時、事件発覚から一ヶ月以上経過していた。最終的にコックスが家康の書状を携行して平戸へ戻るが、コックスはなぜ事件発覚直後、家康へ報告したい意思を持ちながら報告しなかったのか。次節では、コックスの意図したことは何かを考えてみたい。

三、事件解決プロセスと幕藩権力

ここでは本事件の解決プロセスを検討する。本事件の解決は、次の三段階にわけることができる。すなわち、

①コックスによる長谷川藤正（長崎）への交渉《第一段階》

②後藤庄三郎・長谷川藤廣（「駿府政権」）への介入依頼《第二段階》
③アダムスを通した家康の上意による解決《第三段階》
の三段階である。

この流れから、コックスは当初、現地である長崎での解決を目指したことが想定される。しかし、解決の兆しが見えないことから、徐々に依頼する相手を政権へと移行させている。[23]『商館長日記』が後世の編纂物ではなく、コックス自身の書き継ぎであり、商館員たちが出す書状もリアルタイムに書かれていることから、その記述や表記には、当時のコックスの権力に対する理解が直接反映される。事件当時から解決に至るまで、コックスらイギリス人が、藤正をはじめとした当時の権力側の者たちをどのように理解し、行動したのかとの点に注意を払いながら検討していく。

『商館長日記』の記述特性上、コックスの人物表記には揺れがある。それは当時の江戸幕府や平戸家の職制が充分に把握できず、彼らの知る用語に置き換えができない者が多数いたからである。イギリス人たちによる権力に対する理解と表記は、たとえば、“Secretary”（本多正純や本多正信、土井利勝ら出頭人）、“Council”（出頭人以外の年寄）のように英単語へ置き換えられ、且つ明確に用語を使い分けているものもあるが、同じ役職が“Governor”（大坂城代・時に「長崎奉行」クラス）や“Bongew”（奉行）など、その時々によって表記揺れを見せたり、長谷川藤正のように、同一人物でありながら“Governor”“Bongew”と揺れることがある。

幕藩権力に対する表記の揺れは、イコール幕藩権力に対する理解の揺れである。“Bongew（奉行）”や“Dono（殿）”のように明らかに日本語の音で表記され、英単語に置き換えることができなかった語句は、その役職の機能自体を理

解しきれてないとみることができる。

以上のような表記、前節で整理した幕藩権力者の政治的な位置付けを踏まえた上で、本事件の解決プロセスをみていこう。

①コックスによる長谷川藤正（長崎）への交渉《第一段階》

事件が起きた当初、コックスは長崎の長谷川藤正に対してリエバナとマリネスの解放を要求した。藤正については「長崎奉行」であることを前提にして検討することが通例だが、前述の通り、江戸時代初期における「長崎奉行」の位置付けは曖昧であり、『柳営補任』や『干城録』などの系譜に「長崎奉行」と書かれていたとしても、職制としての長崎奉行と一致するわけではない。よって「長崎奉行」であるから依頼したとの見方は後付けとなる。[24]

当時の商館員らは藤正を“Gonrock Dono”「権六殿」と音で表記することが比較的多く、「貨物を管理する主席ボンギュウ」のように肩書きが付されるケースはそれほど多くない。事件が展開している九月二八日の記事では、藤正への贈物の一覧を記したあと、「この贈物は、平戸、長崎その他日本のこの地方のいずこへも齎らされる總べての貨物を管理する主席ボンギュウとしての彼に對して送られるものである。」と記す。[25] なお、「主席ボンギュウ」は原文では“cheefe bongew”と表記される。[26]

コックスが藤正の職掌を「貨物管理」、取引に対する責任者として理解していることから、藤正がイギリス人との関係において、取引上の接触しかなかったとの指摘もある。[27] だが、本事件のように、積極性が見られるか見られないかの違いはあるが、時には政治的な行動や司法的な判断を求められ、また期待されていた。取引だけの関係であるな

らば、コックスは藤正を頼ることはなく、むしろ過去に面識のある長谷川藤廣を頼ったはずである。

ところで、藤廣がまだ長崎にいた頃、本事件に類似した案件が一六一三年に起こっていた。イギリス人が平戸を脱走し長崎へ向かっていた。藤廣はコックスに対し、コックスが許すならば長崎から連れてくる用意がある旨を伝えている。さらに、江戸や駿府へ登城する際にはイギリス人に便宜を図るとの旨も伝えていた。当時のコックスは一商館員に過ぎず、脱走したイギリス人の処遇についてはキャプテンであるセーリスの意思が必要であることを藤廣へ告げている。結論から言えば、この一件もコックスらの思い通りにならなかったのだが[28]、現地の「奉行」が犯罪者や逃亡者の身柄を拘束し、時には藤廣の意思によって状況を変えることができる事実を、コックスは来日直後に経験していたのである。

藤廣の時と違い、コックスは事件当時、藤正を知らなかった可能性が高い。本事件の一年後、一六一六年一一月三日（元和二年一〇月五日）、コックスは京都にて藤正訪問を決めた。その目的についてはコックスは「彼は皇帝の従者であり、我々もよくは知らないがたぶん、なお長崎で相談に乗ってもらうこともあり得るのを考慮してのことである（傍点筆者）」と記している[29]。この記述をみる限り、一六一五年当時、コックスは藤正をよく知らなかったことが明らかになるのである。

これまで商取引では何度か文書の授受をおこなっていたものの、直接どのような人物かを知らないまま、本事件では藤正へリエバナらの釈放を依頼していたことになる。つまり、かつての藤廣との関係や経験から、本事件の解決はまず現地の藤正を通じておこなえると、コックスは考えたのである。

しかし、コックスは藤正を見限った。九月七日・八日・一〇日と連続してリエバナらの解放を依頼する書状をコックスは藤正へ送ったものの、藤正から届いた一五日付の回答（二三日受領）は、囚禁したのが南蛮人であることが告げられた程度で、解放には触れていなかった[30]。そこで、コックスはすでに上方へ向けて出航していたコピンドールら四名に向けて書状を出し、アダムスを通して家康へ本事件を報告するように依頼するのである。この情報をアダムスが受け取るのは一〇月下旬であるが、アダムスに伝わらない場合は、リチャード＝ウィッカムが代理を務めることが記されていた。

その後、長崎での取引相手であるジョルジュ＝ドゥロイスからの書状が届いたが、藤正同様、長崎での状況が記されるのみであった。コックスは、ただ書状を送って依頼するのではなく、領主松浦隆信を介して、藤正への働きかけをおこなうようになった。鎮信死後一年ほどしか経過していない段階で、隆信と藤正との間でどれだけの交渉があったか未詳である。かつて鎮信が藤廣については紹介した経緯があるが、藤正が長崎に来る時、鎮信はすでに死去していた。隆信がコックスに藤正を紹介したか否かは分からない。『商館長日記』では家康からの御用としての買い物に関わる書状（一六一五年七月二七日）、藤正が貨物を没収した情報（同年八月八日）などがある程度で、この時点での藤正に関する情報がほぼ存在しない。コックスが隆信を通じて藤正に働きかけたのは、かつての鎮信と藤廣との関係を背景にして、隆信の交易に関わる平戸の領主としての立場に期待したためであろう。

結果、隆信は藤正への書状発給をコックスに約束した。コックスは、それを受けて隆信が藤正へ書状を送ったことを『商館長日記』に記すが、実際のところ隆信は使者を送っていない。コックスはその事実を知り、商館員エド＝セ

イヤーを長崎へ派遣し、直接藤正の状況を確認させることにしたのである。

セイヤーが長崎に到着したのは九月二九日頃で、すぐに藤正と交渉をしたようである。セイヤーはただちに書状を平戸へ送り、その書状のなかで「藤正から二日ほど長崎滞在を求められた」ことをコックスに知らせた。この書状をコックスが受け取るのは一〇月四日であるため、セイヤーからの書状から、「この書状が届く前には藤正によってリエバナとマリネスは解放されている」との期待があったと思われる。ところが事件は未解決のままであり、このことを一〇月八日付の長崎発セイヤーからの書状で知ることになる。

②後藤庄三郎・長谷川藤廣（「駿府政権」）への介入依頼《第二段階》

藤正との交渉が不首尾であったことから、コックスは新たなルートを通じた解決を目指す。将軍家の買物掛であり、以前長崎で現地監督をつとめた長谷川藤廣と、後藤光次のルートである。コックスは事件当初、藤正へ送った書状のなかで家康への報告を示唆した。しかし、一連の流れをみる限り、それは藤正への牽制の意味が強いと考えられる。コックスがアダムスへ家康へ報告せよと伝えたのは九月下旬である。家康への報告を第一に考えているのであれば、アダムスがコピンドールとともに平戸を出航する九月一一日にそのことを指示していたはずである。藤正や隆信への不信が強くなり、一〇月に入って、家康を通じた解決を実際に検討しはじめたものと思われる。「藤正→隆信→藤廣・光次」と権力が強くなるとの理解に沿ってコックスが動いたことになろう。

コックスは一〇月九日に長崎から戻ってきたエド＝セイヤーから現地の状況を聞き、結果、リエバナらが未だ解放されていない状況を確認した。コックスは隆信を訪問し、状況を家康へ知らせるためにアダムスへ書状を送ることと、

長谷川藤廣と後藤光次に事実を伝えるための紹介状を依頼した。コックスは「アダムス-家康」ルートと、「藤廣・光次-家康ルート」の二つのルートを通じた解決を目指した。

藤廣は以前直接話をしたことのある人物であるが、その経験よりはむしろ、彼らがいわゆる「駿府政権」のブレーンであることをコックスは意識したと思われる。事実、この事件をコックスが知った同日、コックスは松浦隆信から長谷川藤廣と後藤光次への紹介状を得ていた。隆信は、ポルトガル人とスペイン人が将軍家から冷遇され、贈り物を拒絶されたことを知っていた。この紹介状は、コピンドールたちが無事に駿府や江戸で将軍家に謁見できるようにするためのものである。言い換えれば、その紹介状が将軍家との関係を円滑にする効果を持つのである。コックスは、この事実を踏まえ、家康への取成を実現するために、隆信を取次にして藤廣と後藤への紹介状を求めたのである。

さまざまな争論のなかで家康あるいは秀忠の上意を希望していたとしても、当事者は直接家康や秀忠へは訴え出ない。実務に通じた者から出頭人へと取り次がれ、出頭人から家康や秀忠へ次がれていく。たとえ家康や秀忠と姻戚関係にある人物が当事者であっても同じであることは、家康の娘婿である姫路城主池田輝政が、京の嵯峨陽春院事件で崇伝や板倉勝重を通じて家康直裁を求めたことからもわかる。ケースによっては、家康側室の阿茶局やお勝の方など、奥を通して家康への取り成しを願うケースも見られた[31]。コックスが「取次」の慣習、江戸幕府ならびに藩権力の実態を理解しつつあることがうかがえる。

③アダムスを通した家康の上意による解決《第三段階》

コックスは平戸内部での諸事件はコックスあるいは商館の意思によって動きつつも、日本人が関係すれば松浦家の

協力を仰ぐ、あるいは松浦家による審理・裁許を求めていた。だが、平戸を離れ長崎で起こった本事件では、まず商館と現地、続いて平戸領主松浦隆信、最後に政権中枢へと、段階を追いながら事態収拾に努めていたのである。

しかしコックスの幕藩関係者への不信感も同時に強くなったがために、いよいよ直接家康へ報告するルートを考えなければならなかった。そこで頼りにすべきはアダムスであった。しかし、コックスは必ずしも全面的にアダムスを信頼しているわけではない。アダムスがオランダ人とともに日本へ来たこと、ポルトガル人やスペイン人との関係も良好であることなどから、しばしば「イギリス人よりも彼らの方を好む」ことが『商館長日記』に記される[32]。それでも家康に近い外国人はアダムスを置いて他にはいない。コックスが母国語で意思を伝え、それを日本語訳して家康へ伝えられる人物はアダムス以外にいなかった。その点で、家康へ直接コックスの意思を伝えられる唯一の方法だったと言ってもよい。それでもコックスは、できる限り、現地で解決させようとしていたのである。

さて、一〇月一〇日、コックスが隆信から予定通り書状を受け取ろうとすると、隆信は家康への愁訴を留まるようコックスへ伝えた。その理由は『商館長日記』にも書状にも記されていない。外交上でのトラブル情報が家康に入ることを憚ったためであろうか。隆信は継続して「隆信－藤正」ルートでの決着を約束してきた。コックスはその申し出を受け入れはするものの、翌一一日にはアダムスらへの書状を発送し、家康への愁訴に向けて動いたのである。

コックスがなぜ隆信の意向に反して、アダムスらへ書状を送ったのか。その理由は、言うまでもなく「隆信－藤正」ルートへの不信によるものである。なんら解決に向かっていないにもかかわらず、隆信は藤正の行動を肯定し、逆にコックスらの動きを牽制しようとしたのである。そのため、コックスは隆信の仲介で藤正は動かない現実を知り、隆

信を超える幕藩権力を頼ろうとしたのである。

コックスが一一日に送った一二日付ウィリアム＝イートン経由、アダムス他商館員宛書状のなかで、①隆信がコックスに当面の平戸滞在を願ったこと、②アダムスの他に本事件を家康へ伝えられる者はいないこと、③隆信が藤正へ使者を出したとはいえ、アダムスを通して家康へ事実を伝えるのがよいと考えたことなどが記された。さらに急ぎこの書状をアダムスへ届けること、アダムスが家康からの指示を持ち帰ってきていない状態で―九月下旬にコックスはアダムスへ家康への報告を指示している―この書状を出すことの無念さを文末に記している[33]。コックスは書状のなかで、"I do suemise that Gonrok Dono is more frend to the Portingales then us, yet he seemeth per his writing no."と、藤正のポルトガル人優遇の姿勢を強調している。これは言うまでもなくポルトガル交易における藤正の利権が大きく関わっている。単に「藤正はポルトガル人を好む」レベルではないことがうかがえる。

一〇月中旬から下旬にかけ、アダムスは家康の指示により江戸方面にいた。先に触れたように、スペイン宣教師ディエゴ・デ・サンタ・カタリナ応対のためである。この時、家康と秀忠は冷淡な態度で宣教師に接し、スペイン人の要求を聞き入れる状態ではなかったという[34]。またオランダ商館のジャックス＝スペックスが一〇月一七日に平戸へ戻ってきた。スペックスの情報では、オランダ船によるポルトガル船拿捕の是非が家康によって裁決された。家康は朱印状を保有しない船を拿捕したオランダの行為に正当性はあるが、朱印状を持つ限りは干渉してはならないと判断したのである。幕府内におけるポルトガルやスペインの評価はキリスト教布教と相俟って必ずしも芳しくない。フランシスコ会側での報告書では、訪問時の冷遇もオランダによる妨害工作によるものとの意識が働く。対立し合う関係であ

る以上、評価が割れることは当然であるが、本囚禁一件についてもイギリス（史料上はオランダとある）を非難する。次の史料は、ディエゴ・デ・サンタ・カタリナが記した報告書とされるものの一節である。[35]

又一の例は、二名のイスパニヤ人、又はイスパニヤ王の臣民がオランダ（イギリス）人の使役に應じて航海せしかば、マカオのガレオン船の長之を捕へて、マニラに送らんとせり、その将に乗船せんとする際、國王の命令書來りて、之をオランダ（イギリス）人に交付することを命じたり、仍てその罪の頗る大なるに拘らず、遂に之に應ぜざるを得ざりき。是のみならず、全生涯イスパニヤの船に於て航海したるフランデルの水夫一人、故なくして彼らに投ぜしことあり、オランダ人は、右の如くして我が同人に害を加ふるのみならず、国王及び國の大官と親しきが故に、百方我等を誹謗せり、中にも數年來當地にある一人のイギリス（ウィリアム＝アダムス）の航海士は、イスパニヤに於て教育を受けて其術に達し、イスパニヤ語日本語ラテン語その他の語に通じ、又宣教師等に對しても親友たるが如く裝へども…（後略）

コックスはイギリス商館と関わっていたリエバナとマリネスを保護しようとした。一方、フランシスコ会、ひいてはスペインの立場では、元来スペイン船で雇われていた水夫マリネスらを捕まえ、スペイン船へ戻そうとした。両者ともに正当な根拠がある。この問題について、積極的に幕府を頼ろうとしたのはイギリスであった。もっとも、スペインが本事件を幕府へ訴えたとしても、先のような冷遇状態では効果は期待できなかったであろう。

オランダ商館のスペックスも本事件とまったく無関係とはいえない。オランダ商館もマリネスやリエバナと売買をしており、『商館長日記』八月二九日には、オランダ人航海士がマリネスをオランダのジャンク船船長にしたいとの意向を本人に伝えたことが記されている。九月二八日付で京都にいたリチャード＝ウィッカムがコックスに宛てた書

状のなかで“Capt' Specke hath p'mised to doe great matters but he will release Damian out of irons, w'ch he doth to no other purpose but to make use of him in the Lequees”と、琉球交易との関係から、「スペックスはマリネスの囚禁を解くに違いない」との立場を記しているのはそのことが背景にある。[36] しかし、スペックスが平戸へ戻ってから、囚禁のことについて触れることはなかったのが実態である。

ここまでの流れをまとめておくと、本事件は、船を動かす会社や国家の問題と無縁でないが、基本的には個々人の雇用をめぐる問題である。コックスは、事件を当事者で解決し得ると考えていた。藤正が要求に応えていれば何ら問題はなかったが、ポルトガル・スペインとイギリス・オランダとの交易をめぐる対立、イギリス側とスペイン側との思惑が錯綜するなか、長崎の長谷川藤正はスペイン側の立場で動いていたようである。イギリスはそれに対抗するように、長谷川藤廣や後藤光次、そしてウィリアム＝アダムスを使って家康への請願を図っていったのである。

四、事件の結末

さて、アダムスがコックスが九月に出した書状の内容を直接に知ったのは一〇月下旬、スペイン宣教師の応対が終わった時である。一〇月二三日付京都発ウィリアム＝イートンからリチャード＝ウィッカム（駿河か江戸か、それ以外かは未詳）宛の書状のなかで、平戸から出された九月二四日・一〇月一〇日・一〇月一二日付の書状をイートンが受け取り、それらがリエバナらの件について家康へ話すことを含めた内容の書類であるとしている。[37] コックスによ

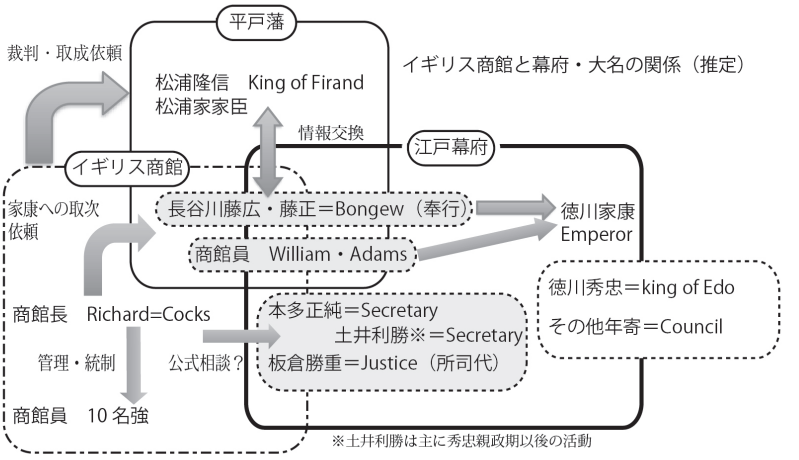

図　イギリス商館と幕藩関係

る長崎での交渉が成立せず、それゆえにコックスが家康への連絡を強く望んでいることも記されていた。そして、一〇月二九日付駿府発アダムスから江戸のウィッカム宛書状に、平戸から書状が届いたこと、そして、特にキャプテン・モールがリエバナとマリネスを捕まえ囚禁していることについての書状を受け取り、このことにつき、家康へ報告することが急務であること、さらにそれは神の助けを得て達成されるであろうことを伝えている。[38]

また、ほぼ同時期の一〇月三一日には、長谷川藤廣から隆信と藤正の両者へ宛てた書状が作成され、一一月一〇日付のイートン書状とともにコックスへ届けられた。『商館長日記』によれば、その書状には、藤正が藤廣の指示に従うだろうが、万が一従わなかった場合は、コックスから藤廣へ訴え出てもよいと記してあったという。このことをコックスは一二日に隆信へ伝えている。

その三日前、隆信へは藤正から書状が届いており、囚禁し

たスペイン人船長が何もせず動きが見られないとの旨をコックスへ伝えていた。コックスはこの段階で「すでに家康から釈放命令が出ている」と『商館長日記』に記しているが、釈放命令が家康から出されていることは一切記していない。コックスの希望的観測か、あるいは実際にその旨が伝えられていたのかは未詳である。

アダムスの行動、藤廣の行動をみる限り、家康からの命令書をコックスが受け取るには、アダムスの平戸帰還まで待たねばならなかった。家康書状をアダムスが携行していることをコックスが知るのは、一一月一七日付アダムス書状が平戸へ届けられた一一月二七日である。アダムスが帰還し、その直後にリエバナとマリネスは解放された。両名はそれぞれ別に平戸へ戻っており、最終的に解決したのは一二月に入ってからとなる。

この解決までの間、隆信は数度にわたり、藤正の意思をコックスに伝えていた。事件発覚当初、隆信と藤正との関係をコックスは充分に理解していなかった。隆信が単独で平戸を治め始めたのは法印鎮信の死後慶長一九年からである。セーリスが“old king”“young king”と称した鎮信・隆信の二元的体制のなか、主導権を握っていたのは鎮信であった。鎮信死後間もない時期に、隆信がどれだけの領主権と外交権を発揮できたかは未詳だが、藤正を動かすほどの力はなかったとみるべきだろう[39]。

ただ、長谷川藤廣と後藤光次への紹介状は功を奏し、藤廣から藤正への手紙が届けられた頃から事態が収束に向かっていった。藤正は隆信に対して「解決させる」と宣言し続けているが、これは藤廣からの指示が届いていたからなのか、それとも、藤正自身による方便であったのかはわからない。確実に言えることは、本稿でも数度にわたり記したが、コックスが藤正を信頼していなかったという点である。

おわりに

リチャード＝コックスがジョン＝セーリスとともに来日し、そのまま商館長として平戸に滞在してから二年ほど経過した時に起こった囚禁事件について、その解決過程と幕藩権力とのかかわりについて整理しておこう。

①最初にかかわるのは長谷川藤正である。コックスが事件直後に藤正へ釈放を願ったのは、現地の実力者であるとの理解からであり、いわば当事者同士での解決を目指していた。

②次にかかわったのは平戸城主松浦隆信である。藤正からの回答では埒が開かず、隆信を経由しようとしたのは、隆信が平戸城主として交易に関わり、また藤正と直接面識があったからである。コックスは隆信を通して解放交渉することで解決の円滑化を目指していた。

③ほぼ同時にウィリアム＝アダムスを頼った。アダムスは商館員の一員であったが、家康の命を直接受ける立場にもあった。にもかかわらず、コックスが事件発覚直後から家康の上裁を求めないのは、当事者同士の解決を最優先に考えていたからである。

④続いて、長谷川藤廣と後藤光次である。「隆信→藤正」ラインが機能しないことが明らかになると、隆信を通して、現地当事者ではなく、幕府中枢の外交担当者を通した解決を模索するようになった。

⑤コックスは徐々に隆信や藤正を頼らなくなり、藤廣や光次との書状授受を通して情報を得るようになった。隆信か

らもたらされる藤正の情報に対しては信用しない姿勢をとった。

⑥最終的には大御所徳川家康による上意となった。事件発覚後からコックスは家康に報告することをほのめかしているものの、家康の上意は求めず、時間の経過とともに家康への期待が増していった。

以上のことから、コックスは当初、現地の実力者として将軍家の買物掛長谷川藤正に期待していたようだが、その期待は裏切られ、また頼りにしようとした松浦隆信すら信頼できない存在になっていた。

当時の江戸幕府機構は不完全であり、組織化されていないことはよく知られている。何らかの問題が発生した時、出頭人、あるいは出頭人に近い武家へ接近することによって解決を図ることは常套手段であった。そのなかで、長谷川藤廣や後藤光次は「出頭人政治」における家康の側近であり、家康へ取り次ぐための人物であった。その点ではアダムスも同様であった。一六〇〇年以来、日本と西洋を結びつける役割を担っていたことを前提にすれば、本事件も「アダムス→家康」のラインで解決を目指してもよいはずである。しかし、そうしなかったところに、コックスの問題解決プロセスに対する考え方、それに基づく幕藩権力を介した事件解決への理解が反映されているのである。

今回は家康の上意によって問題解決したが、イギリス人が関わった問題で同様のパターンは見当たらない。家康が元和二年に死去することを踏まえれば、アダムスと家康との関係は一五年であるが、イギリス商館と家康との関係は四年弱である。本事件の顚末は一般化できず、特殊な事例として位置づけられる。

南蛮と紅毛との関係を振り返れば、ポルトガル・スペインの南蛮国と、オランダ・イギリスの紅毛国とは常に緊張関係にあり、特に一六一五年は家康や秀忠への謁見や贈答といった儀礼、商売ともに牽制し合っていた。本事件がも

ともとスペインが雇っていた人物に関する事件であること、藤正がスペイン・ポルトガル側に与しているとする情報が多いことを踏まえれば、イギリス商館の要求が藤正に認められ、マリネスとリエバナが解放される可能性は限りなく低い。しかしこの両名がイギリス商館の商売上、必要な人物であったことは、一六一五年における両者と商館との商売上の駆け引きをみていくと読み取れる。そのため、コックスは商館での商売に支障が出ないよう、本事件を解決させなければならなかった。コックスは藤正を信じ、釈放を要求していたが、藤正の態度に変化がないことを悟ったコックスは新たな方法を考えなければならなかったのである。

本事件を通してみられたコックスの行動は、幕藩権力に対する理解と連動する。まずは当事者に限定し、続いて松浦隆信を介した交渉、次に政権中枢にいてかつて長崎での実力者であった長谷川藤廣と外交担当の後藤光次を介した交渉、と順を追って、そのレベルを上げている。平戸のなかで起こった外国人問題は商館内部あるいは松浦家家臣の協力をもって解決することができるが、藩領域外について松浦家は直接関与できなかった。松浦家といえども、藤正らを差し置いて勝手に動くことができなかったことをうかがわせる。セーリスが獲得した治外法権はどのエリアで有効であったのかは、今後の事例集積ならびに分析が必要である。

『商館長日記』には数多くの事件が書かれており、小さい事件から幕府を巻き込む大きな事件までさまざまなパターンがある。それらのパターンの大枠は以前簡単に示したが、今後はそれらを精査し、より詳細なコックスらの幕藩権力理解を解明することが課題として残った。貿易・商取引だけではなく、事件を通してみることのできる外交政策は、今後の幕藩関係・対外関係にとって重要な視点となりうるのである。

最後に、家康が登場しなければ解決できなかった事実は、いまだ幕府が家康の威光に依拠している部分が残り、個々人が持つ能力による運営が払拭できていない状態で、組織として未成熟な状態であったことを示す。特に外交では家康が主導権を握っていた状況に変化はない。大坂の陣が終わり、豊臣政権は確実に消滅したとはいえ、家康が死去した後も、秀頼の生存、秀忠あるいは松平忠輝の死去、伊達政宗と松平忠輝との陰謀、秀頼を担ぎ出して徳川の世を転覆させるといったさまざまな政治的な噂が流れていた。[40] 秀忠は家康の方針を転回させ、イギリスやオランダから、家康が与えていた特権を奪い取っていった。秀忠から出される朱印状の内容をめぐり、交易地を平戸・長崎に限定した問題とそれに付随するイギリス人の行動をみると、いかに家康の威光を信じて疑わなかったかがわかる。コックスとアダムスは朱印状の交付を受けたあと、その内容が変わっていることに気づいていなかった。しかし帰路の途中でその違いに気づき、慌てて江戸へ戻る。本多正純・土井利勝、板倉勝重らは、老皇帝（家康）時代とは違うことをコックスらに告げ、家康の時代に力を発揮できたアダムスも秀忠の前では無力に等しかった。外交に限れば、家康の威光や家康からの特権は秀忠時代に通用していない。徐々にイギリス人たちの問題に対して、幕府、平戸領主、長谷川藤正らの態度は厳しくなり、干渉も増えていく。イギリス人たちは家康時代とは違い、アダムスの政治力や交渉に頼ることが事実上難しくなり、幕藩権力が確立に向かうとともに、その変化を受容していかざるを得なくなるのである。

注

（1）拙稿「江戸時代初期における領主権力と「長崎奉行」の覚書 －『イギリス商館長日記』を中心にして－」（日本大学通信教育部『研究紀要』第二八号、二〇一五年三月）。

（2）たとえば一六二一（元和七年）に、オランダ船の水夫が日本人を殺害した事件が起こり、その場合は松浦家が主犯を処刑し、かつ逃亡した仲間を追捕した事例がある（日本関係海外史料『イギリス商館長日記』、東京大学出版会。原則として本稿では訳文編を利用し、必要に応じて原文編を参照する。以下、『商館長日記』と略す）。

（3）近年における一七世紀日英関係では、山本亮子「取引記録から見る慶長年間後期のイギリス商館活動について」（明治大学大学院『文学研究論集』二二号、二〇〇四年）をはじめとした交易研究がある。なかでも政治的な動向につながるものとして、同「慶長18年イギリス船渡海許可朱印状を巡る日本英国史料の比較」（明治大学大学院『文学研究論集』（一四号、二〇〇〇年）がある。

（4）三宅英利「Diary of Richard Cocks における"Gonrock Dono"について」（『北九州大学文学部紀要』B3-2、一九七〇年三月）

（5）そのことについては、拙稿「一七世紀、ヨーロッパ人の徳川家康・秀忠理解について―イギリス商館員の記述を中心にして―」（『史叢』第九七号、二〇一七年九月）参照。家康が"Emperour"表記されるのは自明ではなく、また"great king"とのレベルではなく"Emperour"に相当する事実を知ったからに他ならない。また、将軍秀忠が家康死後まで"Emperour"になり得ないのは、国内事情に加えて当時のイギリス人による「王権」認識の影響もあることを指摘した。

（6）『商館長日記』訳文編之上、一一八頁。なお、原文にある"in dispite of"は「怨み」と訳されているが、李旦がそこまでの意味で伝えていたかはわからず、具体的に何が起こっているのか未詳の状態であることから、ここでは「悪意」と訳した。また、彼らが「イギリス人のところで勤務」と訳文編にあるが、オランダのジャンク船船長への打診があった時（八月八日）、コックスは「彼が申し出を受けるか否かはわからない」と記しているので、強制力のある雇用関係とは異なると判断し、商売取引をおこなっていたという程度でとどめておきたい。

（7）ファン＝ヒル著、平山篤子訳『イダルゴとサムライ　16・17世紀のイスパニアと日本』（法政大学出版局、二〇〇〇年）、三一〇頁。この評価は本事件を通してのものである。スペイン船に乗船していたにもかかわらず、その後、イギリスの保護を受けた人物であることは間違いない。

（8）Ludwig Riess, *HISTORY OF THE ENGLISH FACTORY AT HIRADO 1613-1622*, TOKYO 1898, p39。

（9）Anthony Farrington ed. *The English Factory in Japan 1613-1623 Vol.2*, London 1991, p.242。『商館長日記』訳文編之上、一五～三五頁。

(10)『商館長日記』訳文篇之上、五五～五六頁、八五～八六頁。
(11)『商館長日記』訳文篇之上、一五～三五頁。
(12) どのような内容が書かれていたかは未詳であるが、アダムスは平戸へ到着して休む間もなく、長崎へ向かっていることを踏まえれば、リエバナとマリネス釈放に関するものと考えて差し支えないだろう。
(13) 三宅前掲「Diary of Richard Cocks における"Gonrock Dono"について」。
(14)「前々御下向長崎奉行　同御目付」(長崎歴史文化博物館所蔵　山口文庫14 508)。「長崎御奉行交代　扣」(長崎歴史文化博物館所蔵　14 151-5)など後世にまとめられたものは、元和元年就任とする。もっとも、底本が同じである可能性も否めない。長崎奉行就任については、清水紘一「長崎奉行一覧表の再検討」(京都外国語大学『研究論叢』XV、一九七五年一月)に詳しい。清水氏によれば、一六一八年に藤廣の子が藤廣の職を嗣ぎ、藤正が代理人として長崎に滞在するとの記事から、元和四年説を採る。しかし、コックスが「長崎奉行」のあり方をどこまで理解できているかは疑わしい。清水氏は元和二年に記したコックスの記事を誤認とするが、もとから「長崎奉行」が職制として成立していない以上、同時に二人存在してはならない必然性もない。少なくとも、コックスにとって現地責任者は藤廣から藤正へと移っているのである。
(15)『商館長日記』訳文編之上、四〇五頁。知事、すなわち原文で"governor"と記される(『商館長日記』原文編之上、二四六頁)。ちなみに、"governor"に相当する役職の事例としては、大坂城代がある。イギリス人の役職標記には揺れがあり、ここでいう"governor"がいわゆる「長崎奉行」であると推測することもできるが、イギリス人が「長崎奉行」自体を理解しているとは限らない点に注意しておきたい。
(16)『御家世伝記草稿一　宗陽公』(松浦史料博物館所蔵)。連署による知行宛行状の発給は、松浦家以外の大名家にもみられる。たとえば、毛利元就と隆元、毛利元就と輝元、毛利輝元と秀就の連署事例は『萩藩閥閲録』に見られる。
(17)『セーリス日本渡航記』(異国叢書)に多数見られる。
(18)『セーリス日本渡航記』、二〇一頁。注釈によれば、これはキリスト教を迫害した藤廣に対してつけたあだ名であろうとしている。しかし、『商館長日記』などでは"Bongew"と呼ばれる者が多数現れ、そこに長谷川藤正や藤廣らも入っており、いわゆる役人に相当することから「奉行」の音を記したものと考えたい。
(19) 元和二年の朱印状発給をめぐる問題が起こった時、板倉勝重と面会したコックスが部屋の隅にいた人物が藤廣と気づかず、

あとでアダムスからその旨を聞かされたとのことをコックスが記している（『商館長日記』訳文編之上、五二八頁）。以前から面識があったことを踏まえれば、藤廣を知らなかったのではなく、暗い部屋の隅にいて藤廣だと気づかなかったと解釈すべきであろう。

(20) 「和蘭東印度商会史」（『大日本史料』第十二編之八、六〇〇頁。『大日本史料』の訳文では「長崎奉行」としているが、「奉行」に相当する用語が原文にはない。そのことを踏まえると、「長崎奉行」と断定することは正しくない。「長崎で権威を持った者」とすべきと考え、本稿では「実力者」としておく。

(21) 外交を担当した者の詳細については、永積洋子『近世初期の外交』（創文社、一九九〇年）を参照されたい。

(22) 永積前掲『近世初期の外交』では、慶長一六年スペックスの駿府訪問で、後藤光次・本多正信・本多正純・板倉勝重のみが贈り物を渡されたことを紹介している。なお、本多正純は贈り物を固辞している。元和二年に秀忠より新たな朱印状が発給されることから、江戸参府したコックスは「我々はアンドー・トゥシュマ殿と名乗るもうひとりの将軍側近の貴人がいることを知らされて、その人にも前記の人々同様に贈物を与えるのが適切であると思われた。」（一六一六年九月四日　元和二年八月四日）と年寄安藤対馬守重信の存在を知った。そして贈り物を追加したことからも、贈り先が重要であることがわかる。なお、ここで言う「前記の人々」とは、本多正純・土井利勝・酒井忠世を指す。

(23) 永積洋子・武田万里子『平戸オランダ商館イギリス商館日記』（そしえて、一九八一年）のなかで、武田氏はこの経緯について触れているものの、移行の持つ意味には触れていない。

(24) 前掲『平戸オランダ商館イギリス商館日記』では藤正の「長崎奉行」就任を慶長一九年とするが、その根拠は検証されていない。一方、永積前掲『近世初期の外交』では長谷川藤正の「長崎奉行」就任を元和四年とし、清水前掲「長崎奉行一覧表の再検討」に依拠している。この見解の相違からも、元和元年段階で長崎奉行であったとも断定できない。

(25) 『商館長日記』訳文編之上、一四七頁。

(26) 『商館長日記』原文編之上、九四頁。

(27) 前掲『平戸オランダ商館イギリス商館日記』。

(28) 『セーリス日本渡航記』一六一三年一〇月七日から十一月。二〇二～二二六頁。この時鎮信は、「藤廣がそのように断言した以上、約束を違えることはない」と述べていた。しかし、アダムスたちが長崎へ出向いた時、すでに逃亡イギリス人は日本を離れていたという。

(29)『商館長日記』訳文編之上、五六〇頁。
(30)『商館長日記』訳文編之上。以下、特記しない限り、本事件の経過は『商館長日記』による。
(31) 拙稿「慶長期における駿府政権の対大名意識―嵯峨天龍寺塔頭陽春院一件を素材にして―」(『戦国史研究』四二号、二〇〇一年八月)。同「慶長期の争論事例からみる取成依頼―寺院争論での「奥」、大名家争論の場合―」(日本大学通信教育部『研究紀要』二九号、二〇一六年三月)。
(32) 本事件が起こった一六一五年からそのことはわかる。七月三〇日、コックスは通詞五郎左衛門をめぐる一件でオランダ人と対立し、アダムスがオランダ人側を擁護する姿勢を見せたことから「彼の自國民たるイギリス人にとってより以上に、オランダにとって味方であることを知っている」と記し(『商館長日記』訳文編之上、六五頁)、いざというときにイギリス人のために動かないことをコックスは快く思っていない。
(33) "Richard Cocks at Hirado to William Adams and Richard Wickham at Edo or Shizuoka, via William Eaton at Osaka or Kyoto, 12 October 1615", Anthony Farrington ed. *The English favtory in Japan 1613-1623 Vol.1*, p311 『慶元イギリス書翰』(異国叢書)ではイートン宛としているが、封面のアドレスには写を作成した後にアダムスやウィッカムへ送るようにと記されていることから、イートンはアダムスらへ書状を渡す中継点となる。
(34)「西班牙国セビーヤ市インド文書館文書」(『大日本史料』第十二編之十二　四六三頁〜)。なお、小川雄『徳川権力と海上軍事』(岩田書院、二〇一六年)によれば、家康はスペイン船の来航自体は歓迎しており、宣教師については冷淡であったことを指摘している。このことは、単に外交が南蛮であるか紅毛であるかだけで判断することができず、個々の案件を丁寧にひもとくなかで検討することの重要性を示しているといえよう。
(35) 前掲「西班牙国セビーヤ市インド文書館文書」、四七九頁。
(36) "Richard Wickham at Kyoto to Richard Cocks at Hirado, 28 William Adams at Hirado to his unknown friends and countrymen,at Bantam, 23 October 1611", Farrington, *The English Factory in Japan vol.1*, p.307. 『慶元イギリス書翰』三八〇頁では「彼〈スペックス　筆者注〉はダミヤン damian を鐵錠より釈放すべし」としているが、「べし」が推定なのか可能なのか、あるいは強調なのかが不明瞭である。スペックスはリエバナらの釈放について具体的な行動がみられず、平戸へ戻って本書状をコックスへ手渡した時にも本事件について触れた様子がない。ウィッカムの言う「オランダ人も彼らを

利用するのであるから、スペックスは彼らを釈放すべきなのである」との解釈も可能だが、ここは義務ではなく、「助けてくれるはず」との強い期待込めた表現であろう。

(37) "William Eaton at Kyoto to Richard Wickham at Edo, Shizuoka or elsewhere, 23 October 1615", Farrington, *The English Factory in Japan vol.1*, p.333.

(38) "William Adams at Shizuoka to Richard Wickham at Edo, 29 October 1615", Farrington, *The English Factory in Japan vol.1*, p.335. 宛所の紙片に「江戸ニ而安針やとく御届候」(India Office Record E/3/3 No.307 f78v British Library マイクロフィルム)とあるように、ウィッカムはアダムスの屋敷にいた。追記にリエバナたちの釈放に関して、"Saffe Donno" 佐兵衛への手紙を "Secretari's" 秘書から受け取ったとある。この "Secretary" について『慶元イギリス書翰』では本多正信と比定しているが、書状授受の場が駿府であるため、本多正純のことである。

(39) タイモン・スクリーチ『江戸の英吉利熱 ―ロンドン橋とロンドン時計―』(講談社選書メチエ、二〇〇六年)では、聡明な名君として尊敬された鎮信に対して、隆信は "foolish tono" とコックスから評されたことを紹介している(三二頁)。

(40) コックスらが聞いた噂話、イギリス人による秀頼生存説の背景については拙稿「一七世紀イギリス人のみた日本―幕府政治に関する噂話―」(『生活文化史』六一号、二〇一二年三月)参照。秀忠が死去したとの噂と秀頼が生存しているとの噂とは表裏一体であり、西日本、特にキリスト教徒にとり禁教を強める秀忠と、宣教師の大坂滞在を黙認していた秀頼への評価との関連がある。

(受領日:平成二九年十一月三〇日
受理日:平成三〇年一一月十日)

“医療水準”の刑事医療裁判への適用可能性の検討

根 本 晋 一

CONTENTS

第１　緒　言　―問題の所在―
第２　刑事医療裁判の特質　―民事医療過誤訴訟と比較して―
第３　医療水準と区別される類似の概念　―医学水準と医療慣行―
第４　医療水準は一律絶対的基準なのか個別相対的基準なのか　―転医義務と研鑽義務との関係―
第５　民事判例理論としての“医療水準”の形成過程
第６　“医療水準”の刑事医療裁判への適用可能性
　１　議論の契機　―薬害エイズ禍事件帝京大学ルート第一審判決―
　２　議論状況
　（1）医学水準適用説
　（2）医療水準適用説
　（3）医療水準適用否定説
　（4）結果予見義務を操作する説
　３　諸説の検討
第７　結　語　―医療水準適用説の妥当性―

【Key Words】
診療契約，債務不履行（不完全履行）責任，不法行為責任，損害賠償，業務上過失致死罪，過失，医療事故，医療過誤，医学水準，医療水準，医療慣行

第１　緒　言　―問題の所在―

医療水準とは，診療に際しての医師ら医療関係者の行為規範，すなわち注意義務の基準であり，診察当時における臨床医学の実践レベルの治療を施す義務と解されている。具体的には，標準的な医学成書に記載されている診察方法や術式であり，換言すると，ある程度マニュアル化され，ガイドラインなどに記載されている診察方法や術式であ

る。なお，医療水準は，診療上の過失の有無を認定する際における注意義務の基準を画する機能を有するが，現行法規に明文の根拠をもつ概念ではなく，民事判例理論として確立された解釈上の概念である。従来までの刑事医療過誤事件においては，医療水準を持ち出して判断せざるを得ない，医師の診療上の裁量の是非にかかわる事案が公判請求されることは僅少であり，そのほとんどが医療過誤以前の単純ミス，例えば患者，手術部位，血液型，処方薬の取り違えや医療機器の操作ミスなどの事案であったことから，医療過誤以外の事案と同じく，医療水準を持ち出すまでもなく過失認定が可能であった。そのため，刑事医療過誤の領域においては，医療水準のような判例理論が確立されていないことから，最近における公判請求事例に散見される，医師の裁量にかかわる事案において，民事判例理論としての医療水準を，そのまま刑事医療過誤における過失認定に供して差支えがないのかが，問題とされるに至ったのである。

本稿は，この争点に関する現状を明らかにするとともに，その展望と管見を述べるものである[(1)]。

第２　刑事医療裁判の特質　―民事医療過誤訴訟と比較して―

医療事故に起因して患者が死傷した場合，被害者たる患者本人や遺族の被害届や告訴（刑事訴訟法第 230 条），第三者の告発（同法第 239 条），医療機関による異状死の届出（医師法第 21 条）などの捜査の端緒を契機として，捜査機関が犯罪の嫌疑ありと思料すると，捜査機関は，被疑者たる担当医師や医療機関を任意に取調べ，あるいは強制力ある捜査により，証拠の収集保全をなし，必要に応じて被疑者医師の身柄を確保した上，当該被疑事件を検察庁に送致する（書類送検と身柄送検があり得る）。検察庁は必要に応じて取調べをなし，業務上過失致死傷の

罪名（刑法第 211 条）などにより起訴するのか否かを決める（事件処分）。被疑者医師が起訴された場合，公判廷においては当該被告事件における被告人医師がなしたとされる被疑事実の存否，つまりは当該診療行為における過失の有無，被害者たる患者側に生じた死亡や後遺障害などの悪しき結果と過失ある当該診療行為との間の因果関係の有無などを主要な争点として審理し，被告人医師の罪責を確定する。民事においては不可避の，証拠資料が被疑者・被告人である医師側に偏在する問題については，刑事においては警察や検察側に強制捜査権が認められていることから，民事事件ほどは問題とはならない。証人や鑑定人となるべき協力医の選定についても，医師会が国に協力するというスタンスで裁判所に協力していることから，検察側にとっては，民事事件よりも却って有利である[(2)]。

もっとも，起訴後の公判段階についてはやや様相を異にしており，過失や因果関係の証明責任は検察側にあり，民事訴訟のように分配されることはなく，しかも証明の程度についても，裁判所に確信を抱かせる程度を要求する厳格な証明が求められ，民事事件（高度の蓋然性）のように緩和されることはない[(3)]。くわえて，民事においては，例えば，過失の推定など，原告側の立証困難を救済する方途が判例理論としてみとめられているが[(4)]，刑事事件については，そのような建前や判例理論は存在しない。最後に，裁判所の訴訟指揮につき，民事事件における医療集中部のような，医療に詳しい部を設置して，そこに医療過誤事件を繫属させて効率よく審理する制度は，刑事被告事件を審理する公判廷においては存在しない。

最終的な事件解決の方途についても，民事であれば，判決に至らない和解，裁判外の解決（ADR = Alternative Dispute Resolution）など[(5)]，複数の選択肢があるのに対し，刑事であると被告人が有罪か無罪かと

いう白か黒かの二者択一の解決方法しかないことから，民事の方が有利ともいえる。以上説明したとおり，捜査段階における証拠資料の収集保全は，民事訴訟であると原告患者側が自らの努力で集めなければならないので，刑事事件の方が相対的に有利であるが，起訴後の公判維持については，民事よりも却って厳しいという見方も可能である。

第３　医療水準と区別される類似の概念　―医学水準と医療慣行―

医師の診療上の注意義務は，元来非常に抽象的な義務，すなわち患者の生命や身体に対する危険回避義務であった。それが，やや具体的となり，医療契約の法的性質が準委任であることに鑑みて手段債務たる最善努力義務，つまりは患者の疾病の治癒に向けた最善を尽くす義務へと変化し，現在においては，さらに具体化され，当該診療科における臨床の実践において期待される“医療水準”の診療を尽くす義務と説明されるに至っている。

すると，臨床において実際に患者に施される治療のレベルには，医療水準の上下があるはずであり，これを上廻る水準を医学水準といい，これを下廻る，あるいはこれと同等の水準を医療慣行という。整理すると，医療水準とは，臨床において期待されているレベル，換言すると，現に一般化している治療法について期待されている水準，実施目標であり[(6)]，医学水準とは，ある治療法につき将来臨床において一般化する目標のもとに反復継続されている臨床研究の水準である[(7)]。そして，医療慣行とは，臨床の現状，すなわち平均的医師の間で広く慣行的に行われている治療法である[(8)]。勿論のこと，その下に，医療慣行すら満たさない治療行為があり得るところ，それは医学的合理性を欠く違法行為そのものであり，法令行為あるいは正当業務行為（刑法第35条）として違法性阻却を受け得ないことから，業務上過失致死

傷，ひいては殺人や傷害などの犯罪行為にもなり得る。

まず，医学水準と医療水準の関係であるが，例えば，第6の1.において触れる薬害エイズ禍事件帝京大学ルート事件第一審判決の事案，つまりはHIVエイズウイルスに汚染された非加熱製剤を患者に投与し，死亡させた被告人が業務上過失致死の罪責を問われた事案について，起訴されたのは実際にこれを投与した主治医ではなく，その上司であって，厚労省の最先端の最新設備を備えたシンクタンクにてエイズ研究班の責任者を務めていた安部英（たけし）医師であったことから，平均的な血友病専門医（実際に投与した主治医，担当医師）であれば非加熱製剤へのエイズウイルス混入の危険性の予見は困難であったところ（医療水準適用説），安部医師であれば，予見し得たことから（医学水準適用説），本件については後者を適用したとしても，被告人に酷とはいえないとする見解も存在する。この論点については，第6において後述する。

つぎに，医療水準と臨床における事実上の医療慣行との関係が問題となるところ，臨床医がよく参考とする医学成書に「〇〇マニュアル」と題する成書が多数存在することに鑑みると，類似症例に対する対症療法はほぼマニュアル化されていることから，臨床における医療水準と医療慣行は一致するのが一般であろう。換言すると，裁判所が，当該医療行為についての過失の有無を判断する際に，「医療慣行」を一切考慮することなく判断することなどあり得ない。要するに，医学や医療の素人である裁判所が医療慣行を一切考慮しない独自の医療水準を設定することなどあり得ないのである。このように，医療慣行は，裁判所が事後的に医療水準を認定するための重要な事情であることは論を俟たないが，例えば，医師が患者に新薬を処方するに際し，効能書きを看過した過剰投与であった場合，かりに，旧薬の投与量が医療

慣行であったことから，効能書きによると，もっと少ない投薬量で済んだはずの新薬についても同じ量を投与したからといって免責されないこともあり得ることから[9]，必ずしも医療慣行イコール医療水準とはいえないことに注意するべきである。

つまりは，医療慣行イコール医療水準と考えると，医療水準が臨床の現状である医療慣行を追認する法理に堕してしまい，悪しき結果を生じた場合における無過失免責の常套句にもなりかねないので，必ずしもイコールではないのである。本文中に述べたように，医療水準は期待されるレベル，あるべき姿であり，医療慣行は単なる臨床の現状に過ぎず，両者は一致することもあれば，医療慣行が医療水準の後追いになることもあり得るのである[10]。後追いになる場合には，その差を，後述する研鑽義務や転医義務によって埋め合わせなければならない。

第４　医療水準は一律絶対的基準なのか個別相対的基準なのか
―転医義務と研鑽義務との関係―

この問題は，医師個人の能力というよりもむしろ，当該医師が所属する医療機関の先端性如何の問題と捉えた方が理解しやすいように思われる。このことを前提として，医療水準は全国一律不変であるべきなのか否かであるが，この問題を考えるに際しては，ふたつの視点から考えなければならない。まずは，①ある新規治療法が末端の医療機関まで周知して浸透する経路はどのようなものかであり，つぎに，②ある新規治療法が周知して浸透しているレベルをどのように表現するのか，である。

まず，①について，例えば，「ある新しい治療法α」に関する知見が，どのようなプロセスにて医療機関に普及するのかというと，1. 大学病院などの先端的医療機関，2. 地域の基幹病院たる総合病院，3. その他

の総合病院，4. 小規模病院，5. 開業医の個人医院，というプロセスを経て周知し浸透してゆくのが通常である。つぎに，②については，新規治療法の提唱 → 治験段階 → 医学水準段階（学会レベルの先端的治療法）→ 医療水準段階（臨床レベルの期待される治療法）→ 医療慣行段階（臨床における周知の治療法），というプロセスを経て，新規治療法が，やがては医師であれば誰しもが知っている周知の治療法になってゆくのである[(11)]。

以上のふたつの視点を組み合わせることを前提として，ある治療法を用いることが医療水準に達した治療法であるのか否かを判断するに際し，当該医師を基準とするのではなく，当該医師が属する医療機関を基準として，A 全国一律の絶対的基準としての，期待されるべき医療水準を観念するのか，それとも，B ある治療をなした医療機関についての，期待されるべき医療水準を観念するのか（医療水準の相対性説），であるが，A 説によると，被告とされた医療機関は，かりに 1. レベルの先端的医療機関であったとしても，ある治療法が全国に周知していなかった，つまりは 5. の開業医レベルまで周知して浸透していなかったがゆえに，未だ全国一律の医療水準となっていないので，ある治療法をとらなかったことにより悪しき結果を発生させたとしても，なおも過失なしと主張する余地を与える結果となる。この結論が不合理であることは，論を俟たないであろう。ゆえに，A 説は否定されるべきである。

そこで，B 説に与するべきと考えるが，先の事例についてみると，「ある新しい治療法 α」を用いなかったがために医療事故を起こした場合，「ある新しい治療法 α」の普及が 3. レベルにある場合は，1. から 3. にとっては医療水準なので，先端的医療機関や，基幹総合病院，その他の総合病院にとって α はスタンダードな治療法であることから，こ

れをとらなかったことは過失とされるのに対し，5. レベルの開業医にとっては，α は医学水準の，未知の治療法であることから，5. に属する開業医がこれをとらなかったとしても，悪しき結果の発生について過失なし，ということになる。

判例もＢ説に与しており，最高裁は「…当該医療機関の性格，その所在する地域の医療環境の特性等の諸般の事情を考慮すべき…」と判示して，その個別性，相対性を認めている[(12)]。例えば，高度救急救命センターの認定を受け，３次救急外来を備える医療機関と一介の町の個人医院とでは，人的物的設備の差異のゆえに，訴求される医療水準に違いがあることは認めざるを得ないであろう。そして，その差は，町の開業医に高度救急機関への転医義務を課すること，または医師に研鑽義務を課することによって埋め合わせるのが筋というべきである。

第５　民事判例理論としての“医療水準”の形成過程

医師の診療上の注意義務に関する判例の嚆矢は，周知の東大病院輸血梅毒感染事件判決であり，「…いやしくも人の生命及び健康を管理すべき業務（医業）に従事する者は，その業務の性質に照らし，危険防止のために実験上必要とされる最善の注意義務を要求されるのは，已むを得ないところといわざるを得ない。」と判示した[(13)]。本判示に対する評価であるが，受任者たる医師らが負担する診療債務は手段債務，つまりは最善努力義務と位置付けられることから，本判決中の「実験上必要とされる最善の注意義務」なる判示は，その理を確認したものと理解する肯定的評価が存した反面，「最善」を強調すると，最先端の治療を施す義務とも解されることから，それが未だ周知していない平均的医師に対して不可能を強いる結果になると批判する否定的評価も存した。

その後，1960（昭和30）年代後半から70（同40）年代前半にかけて多数提起された，一連の未熟児網膜症失明事件[14]についての判決理由中において，担当医師の診療上の注意義務の捉え方に変化が見られるようになった。変化の嚆矢となったのが，いわゆる未熟児網膜症高山日赤事件判決であり，本判決は，前掲最判昭和36年2月16日の「実験上必要とされる最善の注意義務」なる判示を引用し，その抽象的な判示内容を具体的に解釈し，「右注意義務の基準となるべきものは，診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準である」と判示した[15]。

本判決は，最高裁判決として初めて，医療水準なるテクニカルタームを用いて医師の診療上の注意義務の限界を画し，事故当時においては，未熟児網膜症（要するに網膜剥離）の治療法として網膜光凝固法（白目の部分を灼いて網膜を固定する術式）が有効であるとの医療水準は未確立であったことを理由として，これを実施しなかった担当医師の過失を否定したことが注目される。本判決に対する評価であるが，最先端の治療方法が容易に周知しない臨床現場への配慮があるとの肯定的評価が存する反面，医療水準を注意義務の上限と理解することも可能なので，医師が臨床に満足し，現状を超える研鑽をしなくなると批判する否定的評価も存した。実際，後者の懸念は的中し，下級審の判断において，かような傾向が強まるに至った。

確かに，本判決は，医師の診療上の注意義務の内容につき，当該診療科における臨床医学の実践レベル（医療水準）の治療を施すことであると，明確に判示した点においては評価し得る。しかしながら，2において詳述したように，医療水準は全国一律に認定されるのか，それとも医療機関ごとに個別相対的に認定されるのかについては，未解決のまま保留とされた。そのため，被告とされた医療機関は，前者①の立場，つまりは全国一律の医療水準を観念する立場に立脚し，ある治

療法は全国に周知していなかったがゆえに，未だ医療水準となっていないので，ある治療法をとらなかったことにより悪しき結果を発生させたとしても，なおも過失なしと主張する余地を与える結果となった。

そこで，判例は医療水準の一律絶対性を否定して，相対性を肯定し，未熟児網膜症姫路日赤事件判決において，「…ある新規の治療法の存在を前提にして検査・診断・治療等に当たることが診療契約に基づき医療機関に要求される医療水準であるかどうかを決するについては，当該医療機関の性格，所在地域の医療環境の特性等の諸般の事情を考慮すべきであり，右の事情を捨象して，すべての医療機関について診療契約に基づき要求される医療水準を一律に解するのは相当でない。そして，新規の治療法に関する知見が当該医療機関と類似の特性を備えた医療機関に相当程度普及しており，当該医療機関において右知見を有することを期待することが相当と認められる場合には，特段の事情が存しない限り，右知見は右医療機関にとっての医療水準であるというべきである。」と判示し[16]，ペルカミンＳ麻酔ショック後遺障害事件判決においても，「…この臨床医学の実践における医療水準は，全国一律に絶対的な基準として考えるべきものではなく，診療に当たった当該医師の専門分野，所属する診療機関の性格，その所在する地域の医療環境の特性等の諸般の事情を考慮して決せられるべきものである。」と判示し[17]，未熟児網膜症姫路日赤事件判決の論理を踏襲している。

MRSA 感染症患者死亡事件判決においても，「…当時の医療現場においては（筆者註…多様な抗生剤を投与することが）一般的であったことがうかがわれるとしても，直ちに，それが当時の医療水準（筆者註…適正な種類の抗生剤の投与するべきこと）にかなうものであったと判断することはできないものというべきである。」旨を判示しており[18]，医療慣

行は必ずしも医療水準とはなり得ないことが，確立された判例理論として固まりつつある。

なお，先に述べたように，医療水準の相対性を判示した，ペルカミンＳ麻酔ショック後遺障害事件判決は，「…医療水準は，医師の注意義務の基準（規範）となるものであるから，平均的医師が現に行っている医療慣行とは必ずしも一致するものではなく，医師が医療慣行に従った医療行為を行ったからといって，医療水準に従った注意義務を尽くしたと直ちにいうことはできない…」と判示して，医療慣行は必ずしも医療水準になり得ないことを確認した点においても，先例たる東大輸血梅毒感染事件を踏襲した最高裁判例として重要である。くわえて，本判決は，医療慣行が医療水準におよばない場合には，その差を，医師に研鑽義務，つまりは，本件においては薬品の効能書きを読んで勉強し，新たな処方を修得する義務を課することによって埋め合わせることを求めていることにも注目するべきである。

第６ “医療水準”の刑事医療裁判への適用可能性

１　議論の契機　―薬害エイズ禍事件帝京大学ルート第一審判決―

過失論の生成と目覚ましい発展は，民事責任であると刑事責任であるとを問わず，科学技術の発展に伴って不可避的に発生した環境訴訟，交通事故訴訟，医療過誤訴訟，薬害訴訟などの専門訴訟に関する膨大な数の判例が集積された成果であることは論を俟たない。これらの各カテゴリーにおいて，裁判所は，専門的知識を有する行為者に対して高度の注意義務を課す，つまりは注意義務のハードルを上げて，注意義務違反を厳格に問う傾向がみられるが，とりわけ医療過誤訴訟と薬害訴訟においては，とくに注意義務を高度化しており，判示中にて明言する場合が散見される。このように，注意義務の高度化という点に

おいては，民事責任と刑事責任の差異はないといえるが[19]，責任を問う目的と効果がまったく異なるため，注意義務の基準が同一でよいのか，換言すると，刑事責任を問う場合には，その効果が刑罰であり，被告人の人権を著しく制限する態様の法的責任であることから，単なる金銭賠償の有無および多寡が問題となるに過ぎない民事責任を問う場合よりも遵守するべき注意義務の内容を緩和し，時と場合によってはハードルを下げ，同一の医療行為について民事責任としては注意義務違反あり，刑事責任としては注意義務違反なしとする取扱いの差異を認めるべきではないか，が予てより問題とされていた。

なお，以上のような問題提起は決して新しいものではないが，いまほどの喫緊の課題として認識されていなかったのは，つぎのような事情があったからである。すなわち，従来までの刑事裁判実務においては，医療過誤以前の単純ミス，例えば，患者や手術部位，薬品や処方量などの取り違え，異型輸血，医療機器の操作ミス，体内への医療器具やガーゼの遺留など，医療水準を持ち出すまでもなく過失判断が可能な事例のみを公判請求していたからであった[20]。

ところが，近年における公判請求事例には，医師の診療上の裁量にかかわる過誤事案，とりわけ治療義務違反（術式選択や実施時期）や問診義務違反，検査義務違反などの不作為事案について起訴した事案が散見される[21]。すると，ある術式や検査を実施するか否かは，まさに専門家たる医師の診療上の裁量にかかわることなので，その意思決定の適否の判断には，その当時における医療水準の認定が必須不可欠になることから，喫緊の課題として，刑事医療過誤裁判においても，民事訴訟において形成された医療水準の理論を適用し得るのかが問題とされるに至ったのである。

この点に関する重要判例として，薬害エイズ禍事件帝京大学ルー

ト第一審判決があり[22]，本判決を契機として議論が一気に喚起された感がある。というのは，本判決は，被告人安部英（たけし）医師が，平均的な血友病専門医をはるかに超えた先端的知見（要するに“医学水準”レベルの知見）を得る特別の地位を有していたにもかかわらず，かような事情を斟酌することなく，あくまでも平均的な専門医，すなわち事故発生当時の“医療水準（臨床の実践レベルの知見）”を基準となし，当時の平均的専門医像を被告人安部医師の立場に代入し，非加熱製剤を使用した場合におけるエイズ感染の予見可能性を（あったものの低いと）認定したからである。

2　議論状況

(1) 医学水準適用説

甲斐克則教授は，「…先端医療にかかわる本件では，当時の日本の医療水準に依拠するよりも，むしろ外国事情を含む経験則を根拠にした医学水準こそ考慮されるべきである。」と主張される[23]。

前田雅英教授も，本判決について，「…行為時に，医学界では通説的なものとして認識されていない知見でも，当該専門分野を深く研究している学者にそのような事実の認識があれば，結果回避措置を導き得るような事情は，考えられる…」と述べておられる[24]。各位とも，医療水準を割り込む医師については，その医師を基準として判断するべきではなく，あくまでも医療水準を基準として判断するべきであるが，医療水準を超える知見を有する医師であれば，その医師を基準として，医学水準により判断するべきと考えておられるのであろう。

北川佳世子教授は，医療水準をただちに刑法解釈に適用することには疑問を留保しつつも，本判決理由中において，非加熱製剤を使用していた医療機関は当院の他にも多数あったことを過失判断の一資料と

していることについて，「…あるべき（理想的な）血友病専門医の判断から遠ざかり，無責任な医師が増えるほど責任を問えないことにもなりかねない。」と述べておられる[25]。北川教授が念頭に置かれる前提事情，すなわち本件発生当時，非加熱製剤を使用していた医療機関は多数存在したという事情は，まさに「臨床医学の実践」に他ならず，医療水準そのものであることから，それを基準に判断する（すなわち，非加熱製剤を使い続けたことはやむを得ないという）のでは甘きに失するというのであれば，北川教授も，医学水準に依拠して判断するべきと考えておられるのであろう。

(2) 医療水準適用説（平均的専門医適用説）

井田良教授は，「…治療行為のように反復継続される類型的行為については，行為当時の客観的・可視的存在としての医療水準は，医師にとっての行動基準として尊重されるべきものであり，過失犯における結果回避義務の内容を決する機能が認められるべきである。」また，「…行為当時の事実上の行動基準が一応の合理性を持っている限り，行動基準にしたがった行為について刑法的違法性を肯定することは慎重でなければならない。」と主張される[26]。前半引用部分においては，刑事医療過誤についても医療水準を適用することを前提として，被告人が偶々，医学水準レベルの知見を持ち合わせていたとしても，なお医療水準を以て過失判断するべきとされ，後半引用部分においては，当時の医療水準に鑑みれば，非加熱製剤を使い続けたことはやむを得ないと考えておられる。

(3) 医療水準適用否定説（限定適用説，医療慣行適用説）

船橋亜希子講師は，医師の診療上の注意義務の内容につき，医療慣行に準拠すれば足りるが，悪しき結果発生の予見が容易であって，しかも結果回避措置も難しくない場合には，医師に高度の注意義務を課したとしても酷ではないとして，医療慣行よりも高度な医療水準に基づいて過失認定をするべきと主張される[27]。船橋説を本件の事案に当てはめてみると，つぎのようになる。

本件事故発生当時，被告人安部医師は推しも推されぬ現役の血友病研究の第一人者であって，それにふさわしい社会的ステータスをも有しており，しかも，血友病に関する最先端の知見を収集し得る立場にあったこと，などの諸事情に鑑みれば，被告人は，非加熱製剤の使用に起因する患者へのエイズ感染という悪しき結果を予見するべき“高度の注意義務”，つまりは平均的専門医を基準とする医療水準を基準とする注意義務を負っていたこと，そして，予見可能性の認定としては，一律に医療水準を適用する本判決の立場と同じく，平均的専門医を基準とすることから，低いながらもエイズ罹患の予見可能性は存したとして，その低さに応じた容易な結果回避措置，つまりは本件患者の如く，非加熱製剤の投与を一時的に控えたとしても生命の危険を生じない場合には，投与を控える，あるいは非加熱製剤に切り替える前に使用実績のある加熱製剤クリオを使用する，という極めて容易な結果回避義務が発生しているとして，かかる義務を怠った被告人には過失を認めるべきである，と考えておられる。

なお，船橋講師は，医師に高度の注意義務を課すべき場合，すなわち，例外として医療水準に準拠して過失判断をなした判例として，以下の諸判例を例示される。

① 昭和27年厚生省告示のガイドラインに準拠して輸血をなしたところ，異型輸血となった結果患者が死亡した事例[28]。告示後17年を経過しておりガイドラインの内容が陳腐化していたことから，本件発生当時，陳腐化したガイドラインに準拠したことに起因する異型輸血事故が多発しており，注意喚起もなされていた場合において，血液検査という簡単な結果回避措置をとりさえすれば，異型輸血事故に起因する患者死亡という悪しき結果を容易に回避し得た場合。

② 食道用ステント（狭窄を防止するための輪）を小腸狭窄防止のために転用し患部に留置した結果（取扱説明書と異なる禁忌使用），患者を死亡させた事例[29]。禁忌使用を回避するという簡単な結果回避措置をとりさえすれば，患者死亡という悪しき結果を容易に回避し得た場合。

③ 手持ちの脊髄造影剤を切らしていたことから，手持ちの静脈用の造影剤を患者の脊髄外腔に注入した結果（効能書きと異なる禁忌使用），患者3名を死亡させ，別の3名に重傷を負わせた事例[30]。②と同じく，禁忌使用を回避するという簡単な結果回避措置をとりさえすれば，患者死亡という悪しき結果を容易に回避し得た場合。

④ 看護師が使用するべき薬剤を間違え，人体に有害な消毒薬を準備し，医師がこれを患者に投与した結果，患者を死亡させた事例[31]。名称からして混用の恐れがある薬剤は離して保管する，あるいはラベリングなど明確にするなどの簡単な結果回避措置をとりさえすれば，容易に間違いを防ぐことができ，患者死亡という悪しき結果を

容易に回避し得た場合。

⑤　患者を取り違えた結果，各々の患者に対して不必要な手術をなし，必要な手術をしなかった事例[32]。手術前における患者の同定という簡単な作業，すなわち容易な結果回避措置を怠ることがなければ，患者の取り違えを容易に防ぐことができ，患者受傷という悪しき結果を容易に回避し得た場合。

などの刑事医療過誤に関する諸判例を，被告人に高度の注意義務を課すべき場合として例示されている。

(4) 結果予見義務を操作する説

平野哲郎教授は，刑法学説である危惧感説を，民事医療過誤に適用するべき旨を主張される[33]危惧感説とは，医師が患者の生命身体に対する漠然とした不安を僅かでも感じた場合には，直ちにそれを解消するためのあらゆる手段を100パーセント尽くす義務が生じ，それを尽くさないと過失ありとする考え方であることから，結果回避措置としては，医療慣行や医療水準レベルの治療では足りず，最先端の医学水準レベルの治療を尽くす義務があると解する余地を生じる。

すると，平野教授は，刑事医療過誤においては危惧感説の採用を明確に否定されることから，医師の注意義務のレベルは，危惧感説をとられる民事においては医療水準よりも高く，刑事においては，それよりも低い（医療水準レベル？）と捉えているのかもしれない。

なお，念のため，誤解のないように指摘すると，平野教授の見解は，刑事医療過誤に危惧感説を適用する見解ではないので注意を要する。

3　諸説の検討

薬害エイズ禍事件帝京大学ルート第一審判決において，被害者たる患者に非加熱製剤を投与した担当医師は直接の実行行為者であるところ，かりに平均的な血友病専門医に過ぎない担当医師が起訴されていたとすれば，裁判所は素直に医療水準を適用して過失判断をなし，無罪の結論を導いていたことは想像に難くない。法理論としても，当てはめとしても落ち着きがよいので，とくに議論が喚起されることもなかったと思われる。しかしながら，実際に起訴されたのは担当医師の上司である安部医師であり，同人が医療水準を超える学会最先端の知見，つまりは医学水準レベルの知見を備えていたことから，この点を斟酌して医療水準よりも高度の注意義務を課すべきではないか，との議論が喚起されたのであった。

かような議論の契機に鑑みると，安部医師がとくに知悉していた事情を過失判断の基礎事情として考慮するべきであると主張される甲斐教授，前田教授，北川，井田の教授各位も，本件以外の一般論としては事件発生当時の医療水準を過失判断の基礎事情とするべきことを，当然の前提と考えておられるものと推測される。すると，各位のお考えは，井田教授のお考え，すなわち安部医師が医療水準を超える知見を有していたことは過失判断の基礎事情として考慮するべきではなく，平均的な専門医を被告人安部医師の立場に代入し，医療水準の限度で過失判断をなすべきであるとする見解と同じく，一般論としては医療水準を過失判断の基礎事情とすることにおいては変わらないことになる。

ということは，この論点に関する見解の対立は，刑事医療過誤における過失判断について，医療水準を適用する甲斐，前田，北川の各教授の見解（適用肯定説）と，これを適用しない船橋講師の見解（適用否定説）

の二つに整理することができる。では，いずれの立場を以て妥当とするべきであろうか。否定説，肯定説の順に検討する。

否定説は，原則として医療水準の適用を否定し，医療慣行に準拠すれば足りるとするが，悪しき結果発生の予見が容易であって，しかも結果回避措置も難しくない場合には，被告人に高度の注意義務を課したとしても酷ではないとして，医療慣行よりも高度な医療水準を適用する。確かに，刑事責任や行政上の責任（医道審による免許取消し，業務停止，その他の懲戒という行政処分）の重さに鑑みると，事後的な医学的・規範的評価を経た医療水準を以て一律に過失判断をなすことは酷に失することから，たとえ悪しき結果を生じさせたとしても，原因となった治療が，臨床における現状の医療慣行に準拠してさえいれば，過失なしと判断することにも一理あるようにも思える。しかしながら，この説の論者が例示する，医師に高度の注意義務が課せられる場合に関する判例は，結果予見と回避が容易な事例であることは確かであるが，どれも医師の裁量がほとんどないものばかりであり，とりわけ都立広尾病院消毒薬誤投与患者死亡事件判決と横浜市立病院患者取り違え事件判決（いずれも有罪）は，医療過誤以前の単純ミスに他ならず，医師の裁量にかかわる医療水準を持ち出すまでもなく過失認定をなし得る事案である。これでは，そもそもの問題提起，つまりは，最近，医師の裁量にかかわる起訴事例が散見されるようになり，医療水準如何を問題とせざるを得なくなった，そこで，刑事医療過誤に対する医療水準の適用如何，という問いに答えたことにはならない。ゆえに，この見解に与することはできない。

つぎに，医療水準適用説（肯定説）ついて検討する。確かに，法論理的には，民事責任と刑事責任は別異の法律上の責任であり，手続きも別個であって相互に関連しないことから，同一の事実関係について

の民事過失と刑事過失の認定が異なることは，充分にあり得ることであり，当事者にとっても想定内のことである。

しかしながら，医療過誤，医療ミスという文言の素直な解釈としては，ミスはあるかないかの二者択一であるべきなので，可能な限り判断を区々とするべきではない。これを医師の側から見た場合，ある医療行為について，民事的には医療ミス，刑事的には正当な医療行為と言われても，まったく以てピンとこないことであろう。くわえて，犯罪被害者保護法第３条により，公判中の刑事事件の証拠を謄写して，民事事件の証拠として申請し得る制度が創設され，民事事件の受訴裁判所も，この制度を積極的に活用し，口頭弁論手続きにおいて，順次謄写請求を促すことが至極当然の訴訟指揮となるに至った現在，民事事件と刑事事件の証拠関係が事実上同一となったことに鑑みて，少なくとも医療過誤については，同一の証拠方法に関する事実認定と法的評価を可能な限り同一とするべきである。

すると，当該診療に対する法的評価，すなわち診療上の注意義務違反を認定する基準についても同一とするべきことから，ある程度普遍性のある基準を設定するべきである。ゆえに，刑事医療過誤についても，民事判例理論として形成された医療水準，つまりは，臨床において期待されている治療レベルに達しているか否かを基準として過失認定するべきであり，当該医師がこれを下回る治療をなしたゆえに，悪しき場合を発生させた場合には，（民事過失のみならず）刑事過失もありと認定するべきである。

このように，過失の成否については民事についても刑事についても可能な限り同じとしたうえで，民事責任，とりわけ不法行為責任においては，被害者救済のみならず，被害者と加害者の損害の公平な分担も重要な制度目的であることから，過失相殺により具体的な損害賠償

額を減額し，または過失の程度に応じて慰謝料額を調整するなどして，具体的妥当性を図れば足りる。要するに，医師の，ある疾病の治療に対する注意義務の内容は一義的であり，それに違反したか否かの判断も一つであるべきだが，違反の効果が，民事責任と刑事責任の目的の違いから変わってくると理解すればよいであろう。

なお，論理的には，医師の診療上の注意義務如何の問題を，別の次元，つまりは，過失における結果予見可能性の程度の問題として解決することも可能である（危惧感説・新新過失論）。その構成であるが，通常は，悪しき結果を回避するためには，当該行為から悪しき結果を発生するに至る具体的な因果関係が予見可能であったことを必要とする（旧過失論，新過失論ともに同じ）。具体的に予見できる状態でなければ，どのような回避措置をとるべきなのかわからないからである。この点につき危惧感説は，具体的に予見可能である必要はなく，もっと抽象的な危惧感，漠然とした不安感であれば足りると解する。そのような危惧感を少しでも感じた場合には，悪しき結果を回避するためのありとあらゆる措置を尽くす義務が発生すると構成するのである。これを医師の診療上の注意義務との関係で考察すると，結果回避のための措置を100パーセント尽くすこと，万策尽きるまで回避し続けなければならないこと，そうしないと結果回避義務違反ありとして過失を認定されることになる。すると，当該患者に対して施すべきであった診療のレベルとしては，臨床の医療慣行や医療水準では到底足りず，最先端の学会レベルに達する医学水準の治療を施す義務があることにもなりかねない。

かような結論が，刑事医療過誤における過失認定の基準として妥当か否かであるか，否であることに異論はなかろう。けだし，過失認定の余地が異常なまでに拡大することから，萎縮医療や防衛医療を確実

に招来し，医療消費者たる患者の利益を害し，却って医療の公共性を損ねる恐れがあるからである。危惧感説は，その発祥の経緯に鑑みて，少なくとも刑事医療過誤に適用するべきではなく，かりに適用するとすれば公害事例や交通事故の事例などに限定して適用されるべきである。ゆえに，私見としては，危惧感説を前提として，刑事医療過誤における過失認定の基準とする立場をとらない。

第７　結　語　―医療水準適用説の妥当性―

第６章において諸説を検討した結果，筆者は，刑事医療裁判についても民事医療過誤訴訟と同じく，医療水準を適用する見解を以て妥当と考える。

以　上

【注　釈】

(1)　本争点については，未刊であるが別稿として，「民事判例理論としての“医療水準”と刑事医療裁判における過失認定についての一考察　―医療過誤における民事過失認定と刑事過失認定のあり方―（上）」「同（下）」と題する２編の論説を準備している。本稿は，その抄録という位置づけであることをお断りする。

(2)　最高裁判所事務総局民事局「これからの医療訴訟 地域の医師・弁護士・裁判所のよりよいパートナーシップをめざして」（2002年６月），東京三弁護士会医療関係事件検討協議会シンポジウム「医療過誤訴訟と鑑定」（2003年10月29日）など。民事訴訟につき，原告たる患者遺族側にとって協力医の存在と選定は死活問題であるが，刑事裁判については，検察側が学会に協力医の紹介を依頼すると，学会側がこれに呼応し，証言や鑑定の信用性については申し分のない医科大学教授や国公立総合病院の院長クラスの候補者を，検察側証人として紹介することがある。少なくとも，杏林大学綿あめ割り箸事件刑事裁判おいては，そうであった。この事件については，本稿において再度触れる箇所が複数あることから簡潔に説明すると，要するに，割り箸を口に咥えたまま転倒し受傷した患児について，割り箸が小脳に刺さり，しかも頭蓋内にその破片7.6センチ遺残していたにもかかわらず，担当医師がそれを診察によって発見できなかったことについての過失の存否が争点となった事案である。本件は，医師の診療における裁量（CTを撮るのか否かの判断等）の是非について医療水準を問題とせざるを得ない症例であり，民事訴訟と刑事裁判の両面から過失の有無が争われたが，何れも症例の稀有性ゆえに診療に関する医療水準（尽くすべき診療義務の内容）が形成されていないと認定し，担当医師の過失を否定し，原告の請求を棄却し，被告人医師に無罪の判決を下し，それが確定している。無過失の根

拠であるが，割り箸の走行経路の特異性（1センチもある分厚く堅固な頭蓋底に開いた直径数ミリの左経静脈孔にホールインワン），症状の発現の仕方についての特殊性（意識清明などのバイタルサイン正常，血管と神経損傷なし），救急隊がなした引継ぎの悪さ，患児自身が割り箸を折って捨てた結果，頭蓋内の残片が粘膜層の深層に埋もれてしまったこと，投げ捨てられた方の割り箸片は行方不明であったこと，CTでは割り箸片が映らないこと，そもそも救命可能性がないこと，などの諸般の事情を考慮した結果である。本件の刑事裁判については，東地刑判平成18年3月28日判例集等未登載（無罪），東高刑判平成20年11月20日（無罪・確定）判例タイムズ1304号304頁，民事訴訟については，東地民判平成20年2月12日判例時報2054号60頁（請求棄却），東高民判平成21年4月15日（請求棄却・確定）判時2054号42頁，その他の文献として，「杏林大学割り箸事件」日医総研シンポジウム「更なる医療の信頼に向けて―無罪事件から学ぶ―」54頁（日本医師会　2011），飯田英男「刑事医療過誤Ⅲ」351頁（信山社2012），「特集刑事医療事故訴訟（4）杏林大学割り箸事件解説」判時2301号3頁（判例時報社　2016），根本晋一「再考　医師の不作為と刑事責任」日本大学歯学部紀要34号（日本大学歯学部　2006），同「患者が転倒による割箸刺入に起因する頭蓋内損傷により死亡した症例につき，医師が患者の頭蓋内に遺残していた割箸片を看過した過失を否定した事例」横浜国立大学「横浜国際経済法学」17巻3号横浜国立大学名誉教授久留島隆先生・同三邊夏雄先生・同森川俊孝先生合同退官記念号（横浜国立大学　2009）など多数ある。

(3) 東大病院ルンバールショック後遺障害事件判決（最高裁判所第二小法廷昭和50年10月24日最高裁判所民事判例集29巻9号1417頁 判時792 号3頁等）。本判決は，「…訴訟上の因果関係について，一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく，経験則に照らして全証拠を総合検討し，特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり，その判定は，通常人が疑いを差し挟めない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし，かつ，それで足りる。…」，と判示した。要するに，自然科学的な厳密な証明までは必要なく，特定の結果発生を惹起したと認められる高度の蓋然性の証明で足りるとする判断である。本件では，医学的な経験則を援用し，患児の脳出血の原因は，もともと罹患していた化膿性髄膜炎の再燃に起因するのではなく，担当医師が施術した脊髄注射，すなわちルンバールに起因するとして，その間の因果関係を肯定した。その判示であるが，「…化膿性髄膜炎の再燃する蓋然性は通常低いものとされており，当時これが再燃するような特別な事情も認められず，他に特段の事情が認められない限り，経験則上，本件発作とその後の病変の原因は脳出血であり，これが本件ルンバールによって発生したものとして，その間の因果関係を肯定するのが相当である。…」というものであった。かりに，これが刑事医療過誤裁判であり，刑法上の因果関係の認定であったとすれば，被告人に峻厳な刑罰を科す手続きであることから，反対事実の存在の可能性を許さないほどの確実性がなければ，これを認定するべきではない。具体的にいうと，ルンバールの施行に過失を認めることができるとしても，なお，化膿性髄膜炎の再発に起因する脳出血の可能性を否定できないとすれば，ルンバールに起因する脳出血と認定し，被告人医師を処罰することはできない。しかしながら，本件の如く，民事医療過誤訴訟であれば，損害の公平な分担の見地から，ルンバール施行に過失が認められ，脳出血がルンバールに起因する可能性が高いのであれば（証拠の優越。preponderance of the evidence），化膿性髄膜炎の再燃という可能性を否定し得ないために，本件ルンバールと脳出血の間の因果関係を否定する理由はないというべきである。

(4)　心臓性脚気注射事件判決（最二小判昭和 32 年 5 月 10 日民集 11 巻 5 号 715 頁）。心臓性脚気の治療のためのビタミン剤の皮下注射痕が化膿した原因について，担当医師がなした治療行為のうち，注射液が不良であったのか，それとも注射器の消毒が不完全であったのか不明である場合において，そのいずれかに起因すると推定すべきであり，それで足りるという原審の認定を肯定した事例である。本来，原告は，被告の防御の利益（被告に対する不意打ち防止）を考慮して，事実を特定して過失を主張しなければならず，裁判所の事実認定においても，選択的認定は原則として許されない。しかしながら，医療過誤訴訟は，被告医療機関側に証拠が偏在することから，原告患者側において被告の注意義務違反の事実を特定し，それを主張立証することは困難である。そこで，原告側の立証責任を軽減するため，例外として，過失の基礎事実について選択的主張を許し，裁判所の事実認定としても，選択的認定を許している。これを過失の選択的推定という。

(5)　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年 12 月 1 日法律第 151 号）。医療 ADR について，根本晋一「民事医療過誤事件における紛争解決手段としての ADR のあり方　―その現状と展望・和田仁孝教授の類型論，植木哲教授の試み，東京三弁護士会方式などを検討素材として―」日本大学法学研究所「法学紀要」52 号（2011 年 3 月），同「医療事故の裁判外紛争解決」日本大学歯学部「日本大学歯学部紀要」39 号（2012 年 1 月）

(6)　松倉豊治「未熟児網膜症による失明事例といわゆる『現代医学の水準』」判例タイムズ 311 号 64 頁（判例タイムズ社　1974）。松倉教授の先行業績は医療水準論の嚆矢である。山口斉昭「医療水準―注意義務の基準」伊藤文夫＝押田茂美編著「医療事故紛争の予防・対応の実務―リスク管理から補償のシステムまで」47 頁（新日本法規 2005），同「医療事故と医療過誤（民事）」甲斐克則編著「ブリッジブック医事法」78 頁（信山社 2008）。

(7)　前掲註（6）松倉 64 頁

(8)　西野喜一「医療水準と医療慣行」太田幸夫編「新・裁判実務大系（1）医療過誤訴訟」114 頁（青林書院　2000）

(9)　ペルカミン S 麻酔ショック後遺障害事件最高裁判決の事案

(10)　上田正和「医療水準」加藤良夫編「実務法律講義 12　実務医事法講義」116 頁（民事法研究会　2005）

(11)　①について，良永和隆「医療事故と医師・病院の民事責任」専修ロージャーナル 6 号 96 頁（専修大学　2011），②について，中谷謹子「日赤高山病院未熟児網膜症訴訟上告審判決」判時 1055 号 193 頁（判例時報社　2001）。もっとも，レベルの設定の仕方と，①と②を組み合わせた構成は筆者の見解である。

(12)　未熟児網膜症姫路日赤事件最高裁判決の判示の一部である。

(13)　最一小判昭和36年2月16日民集15巻2号244頁。当該給血者が職業的給血者であって，血清反応陰性の検査証明書を持参し，健康診断および血液検査を経たことを証する血液あっせん所の会員証を所持していた場合であったとしても，自己の梅毒罹患の可能性を知っていた給血者が，担当医師から「身体は大丈夫か。」と問われたのみであって，梅毒罹患の可能性について問診されなかったことから，その点について申告しなかった場合において，担当医師が何らの検査をすることなく当該給血者から採血し，患者に輸血し，梅毒に感染させた場合，担当医師は既往の問診と証明書等を確認したのみでは足りず，検査をしなかったがゆえに給血者の梅毒感染を発見できなかったことにつき過失が認められ，担当医師の使用者たる国も国家賠償法上の使用者責任を免れないと判断した事例。因みに，本件が発生した 1948（昭和 23）年

当時は，現在のミドリ十字のような血液バンクが存在しなかったことから，輸血用血液が保管されておらず，職業的売血者が輸血の現場に赴く形で行われており，医師は売血者が持参する証明書等を確認しさえすれば問診不要との医療慣行があったことから，東大病院を管轄する国は過失なしとの立場をとっていた。本判決は，医療水準について言及した嚆矢であるばかりでなく，医療慣行は必ずしも医療水準になり得ないことを判示した点においても先例的価値がある。なお，医療慣行と医療水準の関係については，後述する，ペルカミンＳ麻酔ショック後遺障害事件も重要である。

(14) 未熟児網膜症の概要について説明する。未熟児とは，いまだ母胎内にいるべきところ早産により出生した新生児であることから，新生児として備わるべき機能が未完成である。とりわけ，眼球については最後に完成することから，網膜（要するに画像を投影するスクリーン）へと血液を送る血管が未完成である。ゆえに，未熟児の場合，出生後，網膜へと伸びる血管が形成されるのであるが，その際，未熟児が保育器のなかにいると，通常の大気中よりもはるかに高濃度の酸素が常に眼球へと供給されることから，血管が未発達であったとしても網膜への酸素は足りてしまうので，血管は発達を止めてしまう。未熟児はやがて成育し保育器外に出る時を迎えるが，いきなり酸素濃度が希薄になるため網膜が酸欠となることから，その不足分を補うため，血管が急速に延びようとする。その際に形成される血管は，細く，脆く，伸延方向も異常であることから，破断して出血し，あるいは網膜を引っ張って眼底から剥離させるなどの症状を惹起し，増悪すると網膜剥離により失明に至る症例である。当時における眼科や小児科の最先端，学会レベルにおいては，網膜光凝固法なる効果的な治療法，つまりは白目の部分に熱を加えて網膜を固定することにより失明の危機を回避する術式が知られ始めていたが，開業医のレベルにおいては未だ周知していなかった。そのため，網膜光凝固法を実施しないことに起因する網膜剥離による失明事例，すなわち未熟児網膜症が全国的に多発し，医療機関の過失責任を問う訴訟が頻発したのであった。判決は区々に分かれていたが，最終的には，網膜光凝固法の有用性を確認した厚生労働省の通達を機縁として（1975（昭和 50）年），かかる通達を医療水準の確立と見て，それ以前の事例を過失なし，以後の事例を過失ありと認定することにより，一連の訴訟に終止符を打った。

(15) 最三小判昭和 57 年 3 月 30 日判時 1039 号 66 頁。同趣旨の判例として，最三小判昭和 57 年 7 月 20 日判時 1053 号 96 頁，最二小判昭和 61 年 5 月 30 日判時 1196 号 107 頁，最一小判昭和 61 年 10 月 16 日判時 1217 号 60 頁，最三小判昭和 63 年 1 月 19 日判時 1265 号 75 頁，最三小判昭和 63 年 3 月 31 日判時 1296 号 46 頁，最二小判平成 4 年 6 月 8 日判時 1450 号 70 頁など。

(16) 最二小判平成 7 年 6 月 9 日民集 49 巻 6 号 1499 頁

(17) 最三小判平成 8 年 1 月 23 日民集 50 巻 1 号 1 頁。麻酔薬ペルカミンＳによる腰椎麻酔のうえ虫垂切除術をなした際，同薬の効能書きには 2 分毎に血圧測定すべき指示が記載されていたが，担当医師は 5 分毎の測定を行ったところ，患者は脈拍異常を来し自発呼吸停止を経て心停止の状態に陥り，その結果，重度の脳機能低下症の後遺障害が固定した事案である。当時，腰椎麻酔をなした場合は 5 分毎の血圧測定をすれば足りるとの医療慣行があったことから，被告医師側は，決して血圧測定を怠ったわけではなく，医療慣行に従って 5 分毎の血圧測定をなしていたことから，過失があるとまではいえないとの立場を取っていた。

(18) 最三小判平成 18 年 1 月 27 日判時 1927 号 57 頁。入院中にメチシリン耐性黄色ブドウ球菌に感染後（MRSA），全身状態が悪化し死亡した患者の相続人が，被告病院を

開設する医療法人に対し，院内感染防止マニュアル等にはMRSA感染症の発症を予防するためには，科学的評価に基づく適正な種類の抗生物質のみを使用すべきであると記載されていたにもかかわらず（これこそ医療水準であると主張），必ずしも適正とはいえない多種多様な抗生剤を投与したため（医療慣行に過ぎないと主張），MRSA感染症の発症を予防し得なかった過失があるとして，債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めた事案であった。

(19) 例えば，先に示した東大病院輸血梅毒感染事件についての最高裁判決（民事）では，「実験上必要とされる最善の注意義務」と判示し，註（30）にて示す，静脈用造影剤脊髄注入患者死傷事件についての第一審判決（刑事）においても，「わずかな誤診，誤療をも防止すべき高度の注意義務」と判示している。

(20) 萩原由美恵「医療過誤訴訟における医療水準」中央学院大学法学論集22巻1号28頁（中央学院大学　2000）

(21) 前掲註（2）杏林大学綿あめ割りばし事件判決（民事，刑事の両判決）など。

(22) 東京地判平成13年3月28日判時1763号17頁。帝京大学病院第一内科に入院していた先天的血友病の重症患者に対し，同院担当医師が，手首関節に生じた内出血の治療のため非加熱製剤クリオブリンを投与したところ，同剤にHIVエイズウイルスが混入していたことから，同患者がエイズを発症し，死亡するに至ったことについて，（担当医師ではなく）その上司であって，同院内において血友病患者に対する治療方針を決定する権限を有していた，同院第一内科長，同科血液研究室責任者，厚生省血液研究事業エイズ実態調査に関する研究班（エイズ研究班）主任研究者（班長）であった安部医師を，以下の公訴事実，つまり当時すでに非加熱製剤に起因するエイズ感染の危険性を知っていたはずであるから，その感染の危険性を排除するため，非加熱製剤の使用を中止させる義務があったところ，漫然と使用を続けさせた結果，当該患者を死亡させたとして，安部医師を業務上過失致死の罪名により起訴した事件である。本件第一審判決は，平均的な血友病専門医であったとしても当該患者のエイズ感染を予見し得たが，予見可能性の程度は低いものであり，結果回避可能性はあるも（投与中止，あるいは過去に使用実績のある加熱製剤クリオへの転換），結果回避義務違反はないとして，被告人安部医師を無罪に処した。なお，本判決については検察官控訴がなされたが，控訴審繫属中における被告人安部医師死亡のため公訴棄却となり，第一審の無罪判決が確定した。

(23) 甲斐克典「薬害エイズ事件帝京大ルート第一審判決」ジュリスト1224号154頁（有斐閣　2002）

(24) 前田雅英「薬害エイズ帝京大学事件第一審無罪判決」判時1767号189頁（判例時報社　2002）

(25) 北川佳代子「薬害エイズ3判決における刑事過失論」法学教室258号46頁（有斐閣2002）

(26) 井田良「薬害エイズ帝京大学病院事件第一審無罪判決をめぐって」同「変革における理論刑法学」178頁（慶應義塾大学出版会　2007）

(27) 船橋亜希子「医療過誤における注意義務の一考察　―薬害エイズ帝京大学病院事件判決を素材として―」明治大学法学研究論集38巻115～116頁（明治大学　2012）

(28) 昭和44年事件発生。広島高裁岡山支判昭和57年3月24日判例タイムズ678号50頁

(29) 高松高判平成17年5月13日判例集等未登載

(30) 静岡地判昭和39年11月11日下級裁判所刑事裁判例集6巻11号，12号1276頁，控訴審である東京高判昭和40年6月3日下級裁刑裁例集7巻6号1159頁

(31) 都立広尾病院事件。東京地判平成12年12月27日判時1771号168頁

(32) 横浜市立大学病院事件。最二小判平成 19 年 3 月 26 日最高裁判所刑事裁判例集 61 巻 2 号 131 頁

(33) 平野哲郎「東大輸血梅毒事件の不安感説による再検討」古村節夫＝野田寛「医事法の方法と課題　植木哲先生還暦記念」215，216 頁（信山社　2004）。平野教授は，刑法学説である危惧感説を，不法行為責任における過失認定に適用される。すると，教授は，危惧感説を刑事医療過誤における過失認定に適用することを否定されることから，民事責任としては（あらゆる治療手段を 100 パーセント尽くす義務があることから）最先端の医学レベル，刑事責任としては標準的な医療水準レベルというダブルスタンダードにて過失認定をされるのかもしれない。

対象化についての一考察

中澤　瞳

「学校はどうしたの？まだ終わっている時間じゃないでしょ。ったく女のコのくせにたばこなんか吸って。」

それを聞いた杉山はむっとしてこう答える。

「えー，じゃ男のコならいーんですかー。」

（吉田秋生『櫻の園』）

私たちの生活する世界には，独自のルールに基づいたさまざまな振る舞いがある。振る舞いのひとつひとつには意味があり，状況にマッチした振る舞いをしないと不作法であるとみなされる。一般的な振る舞いの作法に加えて，女性が生活する世界には，さらに多くのものが暗黙のうちに求められる。例えば，女性らしい座り方として，両手を身体の前で重ねて，にこやかにしているのが良いとされる。一方，腕を組み，難しい顔をしているのは良くないとされる。また，女性らしい立ち方といわれるものがあり，まっすぐ背筋を伸ばし，両手を身体の前で軽く重ねる姿が良いとされる。これとは反対に，背筋を丸め，両手をだらしなく投げ出すのは女らしくない姿とされる。笑い方にも女性らしい笑い方といわれる所作がある。大きな口を開けて，顎を上げた笑い方は良くないとされ，手を口の前において，開いた口を他人に見せないようにする方が良いとされる。所作全体に関しても，乱暴に動くのではなく，優しく，丁寧に動くのが良いとされる。女性たちは，おしとやかとか，慎ましやかと形容されるような，自己主張の強

くない振る舞いを求められ，一般的なマナー同様，属するグループを通じて，直接的に，間接的に子供の頃から教え込まれる。

女性には女らしい振る舞いを，そして男性には男らしい振る舞いを求めるのは，一見当たり前のように思える。しかし，それを求める根拠はどこにあるのだろうか――あえて問うまでもなく，男の肉体は女の肉体よりも物理的に強く，頑丈にできているのだから，力強い仕草こそ妥当であり，女の肉体は男に較べて弱く，また柔らかく，その分，優しい仕草が適当である――この肉体に根拠をおいた考え方は根強くあるだろう。だから，例えば，生物学的な性と挙動とに乖離がみられる場合には，男性に対しては女々しいと，他方，女性に対しては男まさり（おとこ女）などと，往々にしてからかいを込めて，言ったりする。

しかし，振る舞いの差異は，社会的に構成され，要請されたものであり，なんら肉体に根拠を持つものではないと，これまでのジェンダー研究は明らかにしてきた。フェミニスト現象学者でもあるアイリス・マリオン・ヤングも同様に，振る舞いに差異を生み出す要因を，肉体的差異ではなく，対象化という観点から論じ，考察を行った。本稿は，ヤングのこの対象化という概念をキーワードにして，対象化を受け入れる場合，また，対象化から距離をとる場合にどのようなことが女性に経験されうるのかということを考えてみたい。女性の振る舞いが社会的に構築されたものであること，他人から〈見られること〉が女性の振る舞いの構成において主要な役割を果たしていることはこれまでの研究が取り挙げてきたことである。しかし，他方で，そうした〈見られること〉が，どのような経験として表れるかについての研究はさほどない。本稿での考察は，〈見られること〉の経験を一人称的に描出するための試論でもある。

対象化

「女の子のように投げる」[1] と題された論考の中で，ヤングは，女らしい振る舞いを引き起こす要因として，対象化を指摘した。対象化とは，人から見られる対象となることを指す。見られているという在り方が，肉体的差異以上に，振る舞いに影響を与えるというわけである。

実際，女性は体型，髪型，服装から，仕草，言葉遣いまで見られ，女性らしさをもった対象かどうか評価される。一般に，女性らしさとは，優しさ，思いやり，忍耐力，持続力，節制心，美しさなどを指す。対象化は，女性が，女性らしい性質をもった対象であるかどうかということのみを基準に，一方的に吟味，評価される存在になることを意味する。例えば，朝から夕方まで休みなく仕事をしている女性に対して，「化粧ぐらい直せばいいのに」という言葉を平然と言い放つ人間がいる。こうした人間には，女性は終始整った姿でいなければならない存在であり，仕事への熱意，努力といったものは二の次であるか，そもそも評価の対象とはならない。また，人前で，横に座った女性の太ももに突然触れ，「思っていたよりボリュームがある」と言うような人間もいる。こうした人間にとって，女性は傷ついたり，怯えたりするような気持ちをもった存在ではなく，単に自分の欲の対象として存在している。このような対象化という場面では，当の女性のかけがえのなさ，生きてきた固有な歴史性は看過され，さらに傷つきやすさへの配慮や主体性が奪われる。

一方，女性は，他人から女性らしい対象かどうか評価されるばかり

1　Young, Iris M. [1980] 2005. “Throwing Like a girl: A Phenomenology of Feminine Body Comportment, Motility, and Spatiality.” In *On Female Body Experience: Throwing Like a Girl and Other Essays*. 27-45. Oxford: Oxford University Press.

ではなく，自分自身を評価の対象として見る（見ざるを得ない）存在でもある。これは，自ら積極的に自分の外観に手を加えていくという形で表れる。例えば，身体を鏡に映して見て，他人に美しく見えるかどうかを気にしたり，ダイエットによって身体を切り詰めたり，化粧によって飾りつける[2]。世に数多ある女性雑誌は，見られることをコントロールする方法を数々教えてくれている。女性は他者によって対象化されているだけではなく，自己自身で対象化に加担しているといえる。

もちろん，常に対象化に応える必要はなく，拒否することもできる。すなわち，世間が望む女性らしさを受け入れることから距離を取り，自分なりの自分らしさを追求することはもちろん可能である。では，対象化を受け入れる場合，あるいは距離をとる場合，どのようなことが女性に経験されうるのか。このことについて，続いて考えてみたい。

対象化を受け入れる

まず，対象化を受け入れる場合を考える。世間一般において求められる女性らしさを兼ね備えること，またそのために努力することは，一見，無益ではないと思われる。優しさ，思いやり，忍耐力，持続力，節制心，美しさなど，女性として美徳されるものがあれば，他者から高く評価され，また，そのように評価される自己自身を，自ら高く評価することができるからである。無いよりはあったほうが良い，そのように思われる。

しかし，私たちの世界には，性差にとらわれず，平等に生きることこそ価値があるという考え方もまたある。したがって，女性は二つの相異なるメッセージの中で生きることになる。この場合，受容の経験

2　加藤まどか『拒食と過食の社会学』（現代社会学選書　岩波書店，2004）を参照。

はどのようなものとして考え得るだろうか。

この点を学校文化から明らかにした木村の研究[3]を参考に考えてみる。木村によれば，日本の学校文化は男女をまったく平等に扱っておらず，平等原理とセクシズム（性差別）からなる，二つの本質的に対立するメッセージを女子生徒に与えている[4]。第一のメッセージは〈男女は同じ人間として，同じことをすべきだし，そうできる〉という平等原理にもとづいたメッセージである。具体的には，女子でも男子でも勉強して，良い成績をとれば，学校で認められ良い学校にも進学できるという方向付けが女子生徒に与えられる。

第二のメッセージは〈男女は異なる存在として，同じ事をしてはいけないし，できない〉というセクシズムにもとづくメッセージである。女子は男子と勉強する目的も能力も違うのだから，女子向きの勉強をしなさいという学業に関する方向付けや，やさしく，勤勉で，小奇麗で，性的魅力をアピールせず，異性交遊，性的行動を慎み，従順で，規律正しい態度を良いものとする，生活全般に関する方向付けを女子生徒に与える。

女子生徒たちは，矛盾する二つのメッセージに挟まれ，否応なしに葛藤せざるを得ない状況に置かれる[5]。では，少女たちは，どのようにこの緊張状態に対処するのだろうか。木村によれば，それぞれのメッセージに対し，適応と反抗を合わせたもので対処する。そして，適応

3　木村涼子『学校文化とジェンダー』勁草書房，1999 年。

4　学校におけるセクシズムの先駆的研究として佐藤洋子『女の子はつくられる』白石書店，1977 年がある。他に，教室内における集団行動をコントロールするために，教師が無意識的に性別カテゴリー，性役割を操作することを観察，報告したものとして，森繁雄「性役割の学習としつけ行為」柴野昌山編『しつけの社会学』世界思想社，1989 年などがある。

5　なお，男子生徒にとって二つのメッセージは〈勉強がんばれ〉と〈男なんだからがんばれ〉という意味で，ひたすら達成と競争を促す。女生徒の場合のようなねじれはないので葛藤は起こらない。しかしひたすらがんばることを要求されることによって，時に女性とよりも強く追い詰められ逃げ場を失い，脱落すれば敗者という挫折感を味わうことになる（木村 62-63 頁）。

と反抗の組み合わせ方によって，少女たちの在り方は，4つにパターン化されると木村は示している。それが示されたのが次の図である[6]。

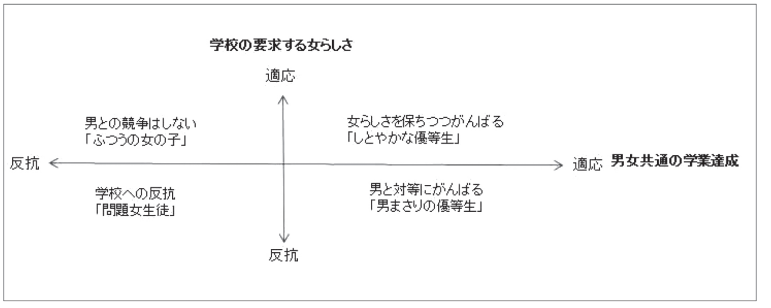

横軸は平等原理にもとづく第一のメッセージ（①）に対する適応と反抗を表し，縦軸はセクシズムにもとづく第二のメッセージ（②）に対する適応と反抗を表わす。それぞれのメッセージに，適応するか反抗するかによって4つにパターン化される。木村はそれぞれを〈しとやかな優等生〉〈問題生徒〉〈男まさりの優等生〉〈ふつうの女の子〉と名付ける[7]。

さて，木村は，女性自身が女性役割を受容する仕方について，3つ

6　木村52頁

7　本来は対立する①と②に対して，同時に適応する女生徒たちは〈しとやかな優等生〉になる。高学歴を獲得しつつ，男性と張り合うことを避け，期待に従って，控えめというような“女らしい美徳”も持ち合わせる。①と②のいずれにも反抗するタイプもある。このタイプは，学業には意欲を持てず，また学校が求める女らしさに反発し，独自の女性性（ときに性的なものを含む）を求めていく。反抗を強めた場合，学校からは〈問題生徒〉として認識される。他方で，対立するメッセージのいずれかを切り捨て，片方にのみ適応する場合がある。②に反抗し〈男まさりの優等生〉である。このタイプの少女は，女らしい振る舞いなどに反発をし，平等のもとで自立することを目指す。しかし，反発したにもかかわらず残り続ける②による壁に悩むことにもなる。①に反抗し，男性との競争を辞退しほどほどに勉強するのが〈ふつうの女の子〉である。このタイプの少女たちが①に反抗するのは，現実に男性と同じような経路で進学して，働くことの困難さを察知したからだという可能性があると木村は述べている。木村は4つのパターンの分析に，さらに階級ごとのタイプ分けの分析を付け加えるが，ここではその分析は割愛する。

の仮説にもとづいて説明を行っている[8]。それは（1）虚偽的仮説,（2）合理的選択仮説,（3）適合化仮説である。

（1）虚偽的仮説では，役割の受容は，だまされた結果であると考える。実際には，女性役割の選択は女性にとって不利な状況をもたらすにもかかわらず，女性役割を担うことこそ女性の幸せであるという虚偽が，受容において働きかけているとみなされる[9]。受容した当の女性は，女性として当たり前で幸せだと思っているので，改めてこの虚偽を問う機会は存在しない。

（2）合理的選択仮説では，女性役割を担うことが有利か不利かを判断した結果，女性は女性役割を受容すると考える。

（3）適合化仮説では，女性役割を担うことで利益を得るようなパーソナリティが，社会化の中で形成されていると考える。女性が自発的に受容しているというよりも，社会化の過程で形成されていると考える。女性役割の受容をかならずしも利益がないと考えてはいないので，受容は〈だまされた〉という形では行われない。この点が虚偽的仮説とは異なっている。

以上，3つの仮説は，そのいずれかひとつによって受容を説明できるものではないだろう。たとえば〈しとやかな優等生〉の生成には，平等原理にもとづく第一のメッセージと，セクシズムにもとづく第二のメッセージの両方への適応が必要だが，その適用は必ずしも合理的選択を伴う必要はないし，また合理的選択の面と社会化の過程を背景にした自動的な選択の場合もあるだろうということは想像に易いからである。

この木村の仮説を援用して，対象化を受け入れる場合を考えてみると，この場合，第一のメッセージは〈性差にとらわれず，平等に生き

8　木村 213 頁。
9　木村 221 頁。

ることこそ価値がある〉というものであり，第二のメッセージは〈優しさ，思いやり，忍耐力，持続力，節制心，美しさといった女性らしさを身につけよ〉というものである。この矛盾する二つのメッセージに挟まれた状態の中で，時に虚偽的に，また合理的選択的，また適合化的に，対象化は受け入れられるのだと予想される。

ところで，上野によれば[10]，実は優しさ，思いやり，忍耐力，持続力，節制心，そして美しさといった「女性らしさ」には，そもそも内在的な価値はない。ここにあるのは，男性にとって価値ある振る舞いだからこそ価値があるという外在的な価値があるのみである。実は，世間一般が女性に求める女らしさ，女性らしい振る舞いは，男性が求め，望んでいるものなのである。だから女性らしい女性になるということは，男性にとって価値がある存在になるということを意味する。

しかし，ここでいう男性にとっての〈価値〉は，決して女性にとって良い意味を指しているのではない。むしろ正反対である。というのも，男性が求める「女性らしさ」の源には，ミソジニー（misogyny）が働いているからである。ミソジニーは，女嫌い，女性嫌悪，女性蔑視と訳される。つまり，男性は，「女性らしい」ものが好きだから，女性に「女性らしさ」を求めているのではなく，逆説的にも，男である自分にとっては必要のないもの，もっといえば嫌いなものを，「女性らしさ」という言葉で語っているのである。

なぜこうしたことが起こるのかについて，上野はホモソーシャルという概念から説明する。ホモソーシャルとは，「性的ではない男同士の絆」を意味し，男性の連帯の条件として，イヴ・セジウィック[11]に

10　上野千鶴子『女ぎらい　ニッポンのミソジニー』紀伊国屋書店，2010年。
11　イヴ・K. セジウィック（上原早苗，亀沢美由紀訳）『男同士の絆―イギリス文学とホモソーシャルな欲望』名古屋大学出版会，2001年。

よって考えられた。男性同士の連帯は，男になりそこねた男と女を排除，差別することで成り立つ。別の言い方をすれば，男性同士の連帯は，ミソジニーとホモファビア（同性愛嫌悪）によって成立，維持される。セジウィックのこのような分析をもとに，上野は次のように述べている。少し長いが引用する。

女とは「男ではない者」に与えられた「徴つき」の名称であり，それは男に与えられたありとあらゆる美徳や名誉から差別化して，カテゴリー化されなければならない。女とは，男とちがって「勇敢でない者」「たくましくない者」「指導力や決断力のない者」「怯懦な者」「慎ましい者」「無力な者」，すなわち「主体たらざる者」に対して与えられた名称であり，これらすべての「女らしい」属性は，男の支配の対象にふさわしく作り上げられた属性だと言ってよい。〔…〕自分は女ではない，というアイデンティティだけが，「男らしさ」を支えている。そして女を性的客体として自らが性的主体であることを証明したときにはじめて，男は同性の集団から，男として認められる，すなわちホモソーシャルな集団の正式のメンバーとして参入を承認される[12]。

それゆえに，女性が女性らしい振る舞いを身につけると，同時にミソジニーも内面化する。男性は，女性らしい振る舞いを見て，自分とは違うものを確認し，自分が女ではない，すなわち男性であることを自覚する。一方，内面化されてしまったミソジニーは，上野によれば，女性の中で男性とは異なった姿を取る。男性にとって，ミソジニーは女性嫌悪であるから，その女性嫌悪を女性自身が受け取ると自己嫌悪という形になる。ミソジニーは，女性にとっては自己嫌悪という形式

12　上野千鶴子『女ぎらい　ニッポンのミソジニー』紀伊国屋書店，2010 年，259 頁。

で経験される。これを踏まえると，虚偽的に，また合理的選択的，また適合化的に，対象化を受け入れるのだとしても，そこには常に，ミソジニー（女性嫌悪／自己嫌悪）の受容という経験もあると考えられる。

対象化から距離をとる

今度は，対象化から距離を取る場合を考えてみよう。世間一般において求められる価値観が自分に合わない場合には，距離を取ることは，生き辛さから自分を解放することにもつながる。一般的な価値観に抗って，自らの道を模索する態度は，時に賞賛の対象となり得る。しかし，他方で，他者から低い評価を与えられることも容易に想定される。優しさ，思いやり，忍耐力，持続力，節制心，美しさなどから距離をとった女性は〈がさつな女〉〈奔放な女〉〈愛想のない，可愛げのない女〉〈生意気な女〉などと形容され，反感を買うことになるだろう。こうした評価は，なにも異性から与えられるものとは限らない。距離を取ることによって，同性間に反目が生じることも十分予想することができる。この様子を，吉田秋生の連作短編集『櫻の園』[13]の一章「花紅」を参考にして見てみる。

『櫻の園』は数百本の桜に囲まれた丘の上の女子高校が舞台の作品である。「花紅」の主人公の杉山は，クラスで〈ふつー（普通）の子〉たちから，〈ハデな人〉たちと呼ばれているグループに属している。杉山たちは，放課後は（時に勝手に授業を早退して）街に夜遅くまで繰り出し，声をかけてきた大学生の男の子たち遊ぶような生活をしている。杉山たちは，周囲からの反感が怖くてできないことを平然とや

13　吉田秋生『櫻の園』白泉社（白水社文庫），1994（1986）年。

っている子，とりわけ異性とのコミュニケーションにおいてそのことを発揮しており，本人たちもそのことは自覚している。

実は，この物語の冒頭には，杉山のモノローグという形で，木村が行った分類にそっくりな分類が登場する[14]。それは次のように示されている。

女たちのグループはたいてい３パターンに分かれていて，ひとつは一点集中のめり込み少女。勉強とか絵が好きだったりして，自分の好きなコト以外キョーミないってタイプ。いちばん多いのがフツーの子タイプ。キョーミがあるのはゲイノー人と男のコのこと。でも口ばっかりって感じ。それから最後にフツー子たちから“ハデなひとたち”ってよばれてる女の子たち。なにがハデかっていうと本人たちにもよくわからない。男のコたちとのつきあいがハデ。かっこうがハデ。とにかくひどくあそんでると思われてるみたい。

「のめり込み少女」とは，木村の分類では〈しとやかな優等生〉あるいは〈男まさりの優等生〉だろう。「フツーの子」は木村の分類でも〈ふつうの女の子〉と呼ばれるタイプ[15]，そして杉山自身が属するグループの「ハデなひとたち」は，〈問題生徒〉である。学校の中にある二つの対立するメッセージは，女生徒に対して，さまざまな場面ごとに，くり返し，第一のメッセージに対して，また第二のメッセージに対しての態度決定を求めてくるだろう。適応と反抗の経験を経て，上にみられるパターンに属するような女生徒がうまれてくると考えられる。

14　ただし『櫻の園』の舞台は女子校であり，共学とは状況が少し異なるかもしれない。

15　異性には興味をもつが口ばかりであると杉山が評しているので，おそらくは学校の要求する女らしさには想像のなかでしか反抗せず，実際にはそれを逸脱せず，むしろ適応しているタイプと考えられる。よって勉強はそこそこで，木村の分類でも〈ふつうの女の子〉と呼ばれるタイプである。

杉山は，自身を含めた友人達が〈ハデ〉と揶揄されているのを知っている。時に，揶揄は度を越して，売春しているだの，いや中絶したらしいだのと謂れのない噂にまでなり，杉山たちのグループを憤慨させる。本当は男の子と仲良くしたい，遊びたい，恋をしたいという異性をめぐる関係だけではなく，あらゆることにおいて，〈らしさ〉にとらわれることなく自由でいたいと本当は思っているにもかかわらず，そのようにはしない女の子たちを自己欺瞞的だと杉山は嫌って，「うっとおしいなあ…かげでひそひそ，こそこそ。あたしたちが好きなことしてんのが，そんなに気にいらないかな。だったら，自分たちも好きなことすればいいじゃん」とつぶやく。

なぜ杉山のクラスメイトたちは，こそこそと悪口を言って，杉山たちを攻撃するのだろうか。杉山の友人の一人は，周囲の反感を買ってまで自分の思うように過ごす度胸がないのだ，いい子でいたほうが気が楽だと思っているのだと評する。興味深いことに，周りの目を気にせず好きなことを行う子たちが，同性から嫌悪の対象になるという構図は，レイチェル・シモンズの研究[16]の中にも表れている。シモンズは，10 歳から 14 歳までの女の子たちにインタヴューを行い，女の子のいじめの構造について調査した。シモンズによれば，いじめの標的になるのは「女性らしさ」にとらわれていない女の子だという。「自信に満ち，自己主張をする女の子が疎ましい」とシモンズのインタヴューに答えた少女たちは述べる。この自信に満ちた態度が異性とのコミュニケーションの場面で発揮される時，女の子の攻撃は激しさを増すという。〈周囲からの反感が怖くて，普通ならできないことをやってのける子〉がいじめの標的になりやすいとシモンズは述べる。これを踏

16　レイチェル・シモンズ（鈴木淑美訳）『女の子どうしって，ややこしい！』草思社，2003 年

まえれば，杉山の友人の一人のセリフもあながち間違いとは言えない。

さらに興味深いことに，シモンズによれば，女の子の攻撃性は隠される傾向にある。シモンズによれば，男の子のいじめは，殴る，脅す，からかうといったことを含んだ直接に身体を傷つける暴力であるのに対して，女の子のいじめは身体を使わず，間接的で表に出にくい（ただし必ずしも女の子は物理的に身体を攻撃しないというわけではない。女の子も直接的な攻撃を行うことはある）。隠れた攻撃性は，たとえば無視をする，仲間はずれにする，嫌悪を示すしぐさや表情を見せるなどの形をとって表れる。陰口をきいたり，のけものにしたり，噂を流したり，中傷したりしてターゲットに心理的な苦痛を与えるのである。また，男の子の場合，いじめの対象はそれほど親しくない知り合い，あるいは外部の人間だが，女の子の場合は結束のかたい仲良しグループの内部で起こりやすく，そのため表に出にくい。これもまた女の子の攻撃性を見えなくさせてきた一因でもある。

なぜ，こうした隠匿が起こるかということについて，シモンズは周囲の期待を指摘する。親や教師を含めた周囲の人間たちは，女の子は本来，攻撃性を持ち合わせていないと考えているか，あるいは暗に攻撃性がないことを女の子たちに期待する。周囲の人間は，攻撃性ではなく，愛想がよくて，思いやりがあり，かわいらしく，優しくて，感じが良く，友人が多いことを女の子に期待する。ゆえに，攻撃性は期待される女の子のあるべき姿を台無しにする。攻撃してはならないという期待を受けいれる時，少女の振る舞いから攻撃性は隠されるのである。このいじめという振る舞いにおいても，対象化が影響を与えていることをシモンズの研究は示しているだろう。

『櫻の園』の杉山に話を戻せば，杉山は周囲から攻撃の対象となっていることに嫌気はさしているが，それ以上に，自分の行動を「女ら

しさ」という基準や「いい子」という基準に照らして評価されることへの嫌悪感を強くもっている。たとえば，彼女が補導されるシーンのセリフにそれが表れている。その場面で，補導した男性が杉山に向かってこう言う。

「学校はどうしたの？まだ終わっている時間じゃないでしょ。ったく女のコのくせにたばこなんか吸って」
それを聞いた杉山はむっとしてこう答える。
「えー，じゃ男のコならいーんですかー」。
「おまえたちみたいなあばずれがヤクザにつかまって性風俗ギャルになるんだよ！」

杉山には，夜遅くまで遊ぶこと，たばこを吸うこと，学校をサボること，これらは，好きなことをしているだけだという意識がある。サボることやタバコを吸うことが，けっして褒められた行為ではないことを杉山は知っているが，だからといって「女のコだから」許されない行為，女性がそれをするのは不良だという価値観を杉山は受け入れない。むしろ反抗的になる。その態度をみた補導員は上のように言い放つ。それを聞いた杉山は呆れ顔で，さらに反発心を抱くのである。

また，別のシーンで，杉山のボーイフレンドが夜遊びをし過ぎると変な男にちょっかいをだされるぞとたしなめると，杉山はこのように言う。

そんなの！ちょっかいだすほうがどーかしてんじゃない。あたしたちだって，夜遅くまであそんでいたいことだってあるわ。ひとりでフラフラしたいこともあるわよ。なんか不公平よ，そんなの。

杉山は，大好きなボーイフレンドが心配している時でさえ，なぜ男に

は許されて，女には許されない振る舞いがこうも多いのかと不平を漏らす。杉山の態度はボーイフレンドに対しても，補導員やクラスメイトたちに対しても，一貫しているようにみえる。しかしその反発は，それぞれの人間に直接行われているものではなく，むしろ，女らしさという基準や，いい子という規範に向けられている。杉山が抗っているのは，対象化という作用なのだろう。

『櫻の園』の物語を通して見えるのは，もしも，対象化から距離をとれば，〈女らしくない〉という評価のみならず，〈問題児〉という評価が与えられる可能性があるということである。この場合，ミソジニー由来の自己嫌悪の経験からは離れることができるかもしれないが，社会的評価の低下が起こりうるし，また，シモンズの研究が示しているように，女性間の対立が生じうる。他方，女性らしさを受容すれば，評価は安定するが，ミソジニーの内面化という経験が起こりうる。しかし，そもそも対象化を受容する場合にせよ，拒否する場合にせよ，女性間における反目というのは起こりうる（例えば，上手く女性らしさを身につけたとしても，場合によっては〈ぶりっ子〉〈あざとい〉といった評価が下されるだろうし，上手く女性らしさから距離をとっても，〈周囲からの反感が怖くて，普通ならできないことをやってのける子〉と言われる場合があるように）。いずれにせよ，女性には多層的な経験が生まれていると予想することができる。

まとめ

本稿は，振る舞いに差異を生み出す要因を，肉体的原因ではなく，対象化という観点から論じたヤングを参照し，対象化を受け入れる場合，距離をとる場合にどのようなことが女性に経験されうるのかについて考察した。

対象化は女性に受容を迫る。受け入れるという形での，文字通りの受容の場合もあれば，距離をとるという形をとった受容もある。これは，この世界での存在の仕方，もっと簡単に言えば生き方についての選択を強いることでもある。見てきたように，対象化の受容は女性に多層的な経験を生じさせる。対象化を受け入れる場合には，同時に，ミソジニーの受容も起こるし，対象化から距離を取る場合には，周囲との軋轢が生じうる。対象化は，単純に「らしさ」という規範を受け入れる，受け入れないという経験ではないと考えうる。

役割の受容は複雑なプロセスであり，どの仮説が適合するかは女性の意識形成の段階や，場面によって異なるだろう。また木村はプロセスを考察する際に注意しなければならない点を述べている。それは実際の体験者と，それを外から観察するもの（研究者）との違いに対する考慮である[17]。なぜなら当事者が自分なりにもっている現実の構成の仕方は，観察者の現実構成の仕方とは違うからである。ちょうど『櫻の園』の杉山が，自分の経験を“ハデ”とは意味づけていないのに，周囲は“ハデな人”と意味づけているのと同じようなことだろう。重要なのは，木村が言うとおり，どのようにしてそれぞれの女性が，その人なりの現実を構成するかである。この点を，今後いかに描出できるかが問題である。

参考文献

Young, Iris M. “Throwing Like a girl: A Phenomenology of Feminine Body Comportment, Motility, and Spatiality.” In *On Female Body Experience: Throwing Like a Girl and Other Essays*. 27-45. Oxford University Press, 2005 (1980).

上野千鶴子『女ぎらい　ニッポンのミソジニー』紀伊国屋書店，2010 年

木村涼子『学校文化とジェンダー』勁草書房，1999 年

吉田秋生『櫻の園』白泉社（白水社文庫），1994（1986）年

レイチェル・シモンズ（鈴木淑美訳）『女の子どうしって，ややこしい！』草思社，2003 年

17　木村 229 頁。

広告コンセプトとベネフィット・セグメンテーションに関する一考察

雨 宮 史 卓

1　はじめに

消費者に対して，商品の購入理由を聞くと，品質が魅力的だった，お気に入りのブランドである，デザイン・スタイルが気に入った，価格が手ごろであった，広告に惹かれた，販売員に勧められた，友人・知人の評判が良かった，インターネットの口コミが多かったなど，様々な回答が返ってくると思われる。しかし，現在の市場では一つの商品カテゴリーに多くのメーカーが存在し，多くのブランドが創造され，当該ブランドごとに様々な広告戦略が成されている。

したがって，消費者は商品の品質を比較検討して購入を決めるより，ブランドごとの様々な情報を元に選択するケースが多い。例えば，インターネットやカタログ販売などでは，製品そのものを見たり触れることなく広告や口コミなどの情報を比較し購入する事になる。服飾商品などは，試着することなくカタログに掲載された写真の良し悪しを比較して，サイズだけを選択している場合がある。また，小売店に足を運んだとしても家電製品のように大きなものは一定期間，複数を家庭に持ち帰り，気に入った方を購入するという行為は物理的に不可能である。前もって認識していた広告からの情報や販売員からの情報によってブランド選択する状況が殆どである。

そのため，ある商品の市場においてメーカーが数社しか存在せず，それぞれ一つの商品しか市場投下していないのであれば，消費者は自

身に適正な商品を品質や価格よって選択することが可能である。企業は競合他社よりも，多くの消費者に選択されるように商品を改良し，技術及び品質での競争が行われることになる。しかし，現代の市場においては多数のメーカーが存在し，各メーカーは多くの商品カテゴリーを所有し，さらに多くのブランドが当該企業の商品カテゴリーを守るために創造されている。しかも，ブランドごとに差別性を打ち出すための広告を中心とした情報が提供されている。このような状況下においては，消費者は商品の本質で選択するのは困難であり，いかなる情報が消費者にとって受け入れやすく理解しやすい情報なのかで選択することになる。したがって，企業は品質・機能による競争ではなく，情報による競争を行っている事になる。

ところで，消費者の商品の購入理由は，上述のように数多くあるが当該商品が消費者にとって「ベストの選択であったか」という問いに対しては，「わからない」「自分の知識の中では」などの回答が多くを占めるのが現状である。この事を考慮すると，多くの消費者は商品の本質である機能や品質を理解して購入しているのではなく，情報によって選択した商品であるため「何となく良さそう」というイメージによって購入を決定している状況が想定できる。すなわち，消費者にとって当該ブランドの情報が数多くなると商品のベネフィットは「何となく良さそう」ということを念頭に置いていることになる。換言すれば，消費者にとって同じ商品カテゴリー内において，どのブランドも似通ったコンセプトであれば，自身に適切なベネフィットを見いだせず，他のブランドと比較して「何となく良さそう」というイメージにより選択していることを意味する。商品ベネフィットは通常，製品・サービスが消費者に提供している便益の事と理解される。消費者が当該商品に何を求めているかを捉えて商品ベネフィットを規定すること

は，マーケティング戦略の基本の一つである。しかし，各企業の技術力が拮抗し，新たな商品ベネフィットを見いだせない場合は，いかに消費者に広告を中心とした情報によって選択される戦略を策定することが重要となる。

本稿では，上述の背景を念頭にして消費者に受容され，尚且つ購入動機になる商品ベネフィットをどのように策定していくかを考察する。まずはコモディティ商品の特徴を明確に示す。日本市場におけるコモディティ商品はブランド・コンセプトに差別性を発揮しにくく，価格競争に陥りやすい。いかにベネフィットをセグメンテーションして消費者に訴求するかが重要な鍵となる。つまり，コモディティ商品は基本ベネフィットと広告によって創造されたブランドごとのベネフィットを比較検討するのに適切な概念である。そのため，コモディティ商品に焦点を当てる。この事を踏まえた上で，コモディティ商品のブランド戦略及びコモディディ化について言及する。そして，セグメンテーションが成功しても市場投下されてから時間が経過するとコモディティ化に陥る商品も見受けられるので，当該ベネフィットに消費者へのシグナルをどう浸透させ，広告を中心とした情報でいかに消費者に選択を促すかの戦略策定を考察する。

2　コモディティ商品の特徴

マーケティング理論上でコモディティ（Commodity）という用語に関して明確な定義がなされていない。「商品」,「日常品」あるいは「生活必需品」と訳されているのが現状である。しかし，商品の意味一つをとっても, 単なるグッズ（Goods）や, マーケティング戦略を実施し，他企業の競合商品と差別化をはかって成立する商品としての意味でのマーチャンダイズ（Merchandise）など多様である。したがって，こ

の場では市場の動向を踏まえつつ,「コモディティ商品」と「コモディティ化」の意味を明確にする必要がある。

コモディティ（Commodity）という単語自体は，com（一緒の）＋mod（尺度）＋ity（状態）からなり,「単一の尺度で測れる状態になったもの」[1] と解釈することが可能であると思われる。B・J・パインⅡ（B.Joseph Pine Ⅱ）とJ・H・ギルモア（James H.Gilmore）は，コモディティを次のようにとらえている。「もともとコモディティという言葉は，自然界から得られる産物を指す。植物なら地上で栽培し，収穫をする。鉱物なら地中から掘り出し，採掘する。動物なら地上で育て，食肉として解体する。企業は，そうして得たコモディティに若干の加工や精製を施し，大量に貯蔵して市場に運ぶ」[2] としている。また,「差別化できないので，コモディティ市場は需要と供給のバランスだけで価格が決められる」[3] とも述べている。確かに，メーカーによって加工される以前の産出物であれば，品種や等級などの若干の差異はあるにせよ，同じ等級であればまったく差別性を認識することができず，代替可能な商品となる。

一方, コモディティ商品についてケラー（Keller,K.L.）は「コモディティとは，極めて基本的であるために消費者の心の中で物理的に差別化できない製品のことである。しかし，各製品カテゴリーで消費者が意味ある差異を確認するとブランド化される可能性がある」[4] と述べている。また，ステープル・グッズ（Staple Goods）と同義語でとらえる見解も見受けられる。それは,「頻繁かつ規則的に購買される日常必需品（主要商品）であり，恒常的な需要があるため小売店は常時在庫しておく必要がある。多くの場合，ブランドによって差別化されることが殆ど無く，主として価格に基づき販売され，コモディティとよばれる」[5] としている。

これらの考察から，コモディティ商品とは，人が生活する上で日常必需品であり，基本的な機能や便益が備わっていれば購入する商品群であると理解できる。また，同じ商品カテゴリーにおいてブランド要素が明確に消費者に認識されていないといえる。すなわち，競合企業の製品との機能やベネフィットの差別性が示されていないために，ブランド力の構築がなされていない状況である。

消費者行動の観点でいえば，コモディティ商品とは高価格製品や嗜好性の要素が強い商品とは対照的に，頻繁に定期的に購買されるものである。また，消費者は計画的にそれらを購入するわけではない。洗剤，シャンプー，歯磨き粉，トイレットペーパーなどを想定すれば明白なように，日常生活においてたまたま容器が空になりそうだからとか，買い置きがなくなって最寄り店に買いに行くものである。そのため，小売店側は，恒常的な需要があるため常時在庫しておく必要があるが，コモディティ商品の多くは，ブランドによって差別化されることが少なく，主に価格に基づいて購入される傾向にある。

したがって，コモディティ商品の場合，消費者にとって日常不可欠な商品ではあるが，企業間では価格競争に陥りやすく，「あちらの店の方が安い価格で売っていた」などの理由により選択されるケースが多いのが現状である。スーパーなどの小売店では主力商品であるが，メーカーにとっては価格競争を余儀なくされる商品群である。モノ不足の時代においては，チェーン・システムを展開している小売店にとっては，常に消費者の手元に配置し安価に提供することがリピーター確保のために重要な訴求点となるが，市場が飽和している状況下ではコモディティ商品は必要な量だけ手に入ればよいのが現状である。

さらに，これらは趣味や嗜好により消費される製品とは異なり，コ

モディティ商品を購入することは楽しみとはならない。したがって，消費者はその消費を必要最低限に抑えるため，価格に大きく左右される。消費者が評価するサービスや特定ブランドを購入するためにコモディティへの支出は極力倹約される傾向となるであろう。つまり，どの家庭にとってもコモディティ商品はなくては困るものではあるが，その消費量は世帯人員数に大きく影響される。洗剤，歯磨き粉，さらに食品の調味料等は一家族が共同で使用するものである。現在の日本市場のように，シングル・マーケットが脚光を浴び，単身世帯数が増加する状況下ではコモディティ・マーケットは縮小の一途をたどり，価格競争が激化することが必至である。以上のことから，コモディティ商品の特徴を示すと下記のようになる。

①頻繁かつ規則的に購入される日常必需品

②恒常的な需要がある

③ブランド要素に差別性を発揮しにくく，消費者にとって代替可能

④消費量が市場規模に相関して縮小する

⑤価格競争を余儀なくされる

3　ベネフィット・セグメンテーションによるコモディティ商品のブランド化

企業間のブランド競争が価格競争に巻きこまれないように，基本の製品コンセプトは維持しながらも，それを拡大・分散することにより消費者に指名購入を促す戦略が行われている。とりわけ，飽和状態にあるコモディティ商品の市場ではそれが顕著に現れている。

新製品ブランドが市場に導入され，消費者が当該ブランドを購入することをトライアル購入と呼び，再びそのブランドを購入したことをリピート購入と呼ばれる[6)]。このトライアル購入とリピート購入には

製品コンセプトの概念が大きく影響する。製品コンセプトとは，一例として「新製品開発において見込み客の反応を知るために準備される言葉や絵による表現」[7] と理解される。したがって，消費者は広告を中心としたプロモーションにより，当該製品を得たときのイメージを描き，コンセプトの内容を理解することになる。そのため，トライアル購入は製品の品質ではなく，コンセプトを受け入れたにすぎない。

例えば，ある食品の新製品ブランドが市場に導入され，企業がプロモーション活動を行ったとする。消費者はテレビの CM などを見て好印象を得ると「おいしそうだ，試してみよう」と思い購入することになる。この状況下では新製品であるがゆえに，今まで購入したことがないわけであるから，あくまでもプロモーションによって創造された製品コンセプトに反応して購入したことになる。そして，実際にその食品を食べて満足すれば，再購入し，この場で初めて製品の品質自体を受容したことになる。

このことは，とりわけコモディティの場合には戦略上，重要な要素となる。コモディティ製品とは日常必需品を意味し，頻繁に定期的に購買されるものであり，消費者は計画購入するものではない。そのため，コモディティ製品の多くは，ブランドによって差別化されることが少なく，主に価格に基づいて購入される傾向にある。したがって，コモディティ製品の場合，消費者にとって日常不可欠な商品ではあるが，企業間では価格競争に陥りやすい商品群である。企業間の価格競争を回避するためにも，ブランドにより消費者が選択するような戦略策定が必要になる。換言すれば，コモディティ製品をブランド化することが急務となる。

上述の如く，コモディティ商品は消費者にとって，なければ困るが，あったからといって特別な意味を持つものではなく，必要なときに必

要な量だけ手に入ればよいものにすぎなかった。それは製品のコンセプトが，どのブランドも同様なものがほとんどだったからである。例えば，歯磨き粉を例にとるとわかりやすい。歯磨き粉の製品コンセプトは市場競争が激しくない時代には，単に「歯の汚れを落とす」というのが一般的であった。ところが，競争が激しくなるにつれ，各企業とも製品ラインを拡張して，それぞれのブランドを差別化した製品コンセプトを創造している。虫歯予防，口臭予防，美白効果，歯槽膿漏予防等のコンセプトを導入し，消費者のベネフィットを細分化している。このような状況になると消費者は自分のニーズに対応したブランドを選択購入することになり，価格による選択を企業側は免れることになる。また，就寝前は虫歯予防の製品コンセプトを選び，出掛ける前には口臭予防のものを使用するなど，一人の消費者がそれぞれの用途に合った複数のブランドを同時に買い揃える可能性も出てくる。いずれにせよ，「歯の汚れを落とす」という基本の製品コンセプトは維持しながらも，消費者ニーズに適合した新たなコンセプト製品を創造することが重要である。

また，上述の食品のカテゴリーでいえばコモディティ商品の典型としてはインスタント・ラーメンがあげられる。インスタント・ラーメンが市場に導入された当初の製品コンセプトは「お湯を入れるだけで，気軽に空腹を癒す」というものであった。その製品自体が認知されコンセプトが理解されるとライフサイクル上で成長期に入り，他企業が参入してくる。各企業が似たような製品コンセプトでは，値段によって消費者は選択することになる。そこで，豚骨，塩，醤油のように味付けを細分化し好みや気分によって選択されるような状況を製品コンセプトを通して提供したのである。昨今のようなラーメン・ブームでは，有名ラーメン店の店名をブランド名にするなど，「空腹を癒す」

という製品の基本コンセプトは維持しながらも，それを拡大，分散して消費者ニーズに応える差別優位性をコンセプトの中に導入している（図１参照）。

図１　製品コンセプトの拡大・分散

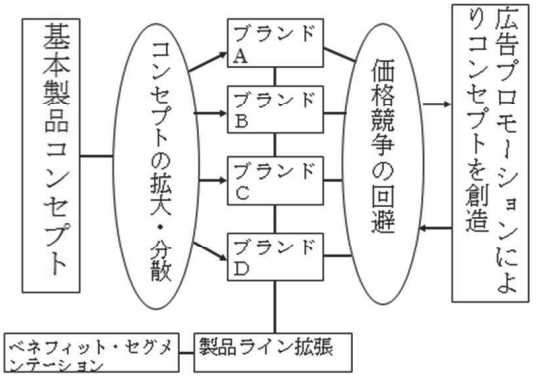

出所：筆者作成

コンセプトは消費者に理解され認知されて初めて，指名購入される可能性が出てくる。したがって，広告コミュニケーションによるコンセプトの創造が不可欠である。日常品であるからこそ製品を購入したときのベネフィットを訴求して，使用機会を提案するのである。歯磨き粉の広告例でいえば，虫歯予防の製品コンセプトでは，子供を登場させ歯を磨くことの重要性を訴え，美白効果のものでは，タレントを登場させて使用後の効果を訴えるのである。また，歯槽膿漏などを予防する製品コンセプトでは歯科医師による推奨広告が多々みられるのは消費者に対して当該ブランドの購入後の差別優位性を訴えるためである。広告コミュニケーションにより，コンセプトが確立できれば，消費者に対するブランド・イメージが定着し，価格ではなく，ブラン

ドによって指名購入されることが期待できる。

逆にコンセプトを拡大あるいは，分散しにくい製品は価格が下落し，縮小の一途をたどる。トイレットペーパーや洗濯洗剤がそれにあたる。トイレットペーパーの新たな使用機会や用途をコンセプトに導入するのは困難であるし，洗濯洗剤は濃縮洗剤が市場に登場して以来，「さらに白く」というように当該ブランドは他のブランドと比較してより強く汚れを落とすという製品コンセプトが継続している。消費者は各社ともに技術に差がなく，どのブランドでも汚れが落ちることを認識している。企業がこれ以上の製品コンセプトを創造できないでいる典型的な例である。消費者行動の観点から見ても，趣味や好みにより消費される製品とは異なり，コモディティ製品を購入することは楽しみとはならない。したがって，消費者はその消費を必要最低限に抑えるため，価格によって大きく左右される。さらに，どの家庭にとってもコモディティ製品はなくては困るものなので，その消費量は世帯人員数に大きく影響される。現在の日本市場のように，シングル・マーケットが脚光を浴び，単身世帯数が増加する状況下では価格競争が激化することが必至である。だからこそコモディティ製品のブランド化が重要な観点となるのである。

4　消費者シグナルと商品ベネフィット

ところで，消費者の商品の購入理由は，上述のように数多くあるが当該商品が消費者にとって「ベストの選択であったか」という問いに対しては，「わからない」「自分の知識の中では」などの回答が多くを占めるのが現状である。この事を考慮すると，多くの消費者は製品の本質である機能や品質を理解して購入しているのではなく，情報によって選択した商品であるため「何となく良さそう」というイメージ

によって購入を決定している状況が想定できる。すなわち，消費者にとって当該ブランドの情報が数多くなると商品のベネフィットは「何となく良さそう」ということを念頭に置いていることになる。商品ベネフィットは通常，製品・サービスが消費者に提供している便益の事と理解される。消費者が当該商品に何を求めているかをとらえて商品ベネフィットを規定することは，マーケティング戦略の基本の一つである。

例えば，三節にあるように歯磨き粉を例に取れば，美白効果，歯周病予防，虫歯予防など基本製品コンセプトは維持されながらも様々な便益の歯磨き粉が市場に投入されている。そして，どの便益を重視するかは消費者によって異なるので，ターゲットの消費者をそれらの便益で細分化するベネフィット・セグメンテーションが行われている。歯磨き粉のようなコモディティ商品であれば，買い替え需要も多く個々の商品の価格帯も高くはないので，消費者は自分の便益に適合する商品を試用した上で，継続購入するブランドを選択することが可能である。しかし，インターネット上や通信販売，カタログ販売及び，家電製品のように高額な商品は，その場で購入を決定しなくてはならず，また，継続購入が困難な商品が多い。したがって，なんとなく良さそうであるという商品から受けるイメージにより購入を決定することになる。

近年では，様々な商品カテゴリーにおいて消費者が「なんとなく良さそう」というイメージを受けるために消費者へのシグナルをいかに広告などのコンセプトに導入させるかの研究が盛んである。消費者へのシグナルには次の三種類がある。一つ目は「権威」である。権威は消費者に対して，安心や信頼性を提供するシグナルとされる。この権威の象徴となるのは，消費者にとって「著名・有名な人物」「憧れの人物」

「専門家」が挙げられる[8)]。

具体例としては，テレビショッピングでは司会者に有名なタレントを起用し，紹介される商品の特徴を販売者から聞き出し当該商品の良さを視聴者に訴えるケースがある。消費者或いは視聴者はそのような広告・宣伝に遭遇すると誰しもが知っている著名な人物が述べていることは信憑性があり安心であると思う効果がある。つまり，消費者がマスメディアを通じて，頻繁に接触している有名な人物が自ら顔を出して説得しているのだから，信用問題にも拘わり推奨内容に嘘はないと思うのである。

また，スポーツ用品の宣伝に著名なスポーツ選手を登場させ，当該用品を使用して体を鍛えることの重要性を訴求することも例として挙げることが出来る。とりわけ，スポーツシューズやスポーツウェアなどでは，才能ある憧れのスポーツ選手が推奨している商品を購入したくなる。消費者はマスメディアに登場する憧れの人物を，模倣の対象として捉える傾向があり，憧れの人に少しでも接近するために「同一化」したい心理が作用し，当該商品を選択する可能性があるのである。さらに，消費者は一般の人より豊富な知識を持つ専門家，評論家，ジャーナリスト等の勧めに影響を受けやすい。特にその分野や特定の商品カテゴリーにおいて，知識や情報が乏しい場合や，身体の健康に関わる商品群，操作方法の難しい商品群にはそれが顕著である。用役性に関わる各種サービス業や，資産運用に関わる財テク･金融商品，化粧品，医薬品，サプリメント或いは自家用車，パソコンなどがそれにあたる。

また，二つ目のシグナルは「希少性」である。この希少性は消費者に価値が高いことを訴える作用と知覚品質の向上を促すシグナルである。特定の商品を様々な形で限定する事により，商品の希少性が上が

り消費者自身も当該商品を購入する事への努力が必要となり，購入後の知覚品質も向上する可能性がある。限定の手法には①時間限定（タイムサービス，本日限定等）②地域限定（産地特売，名産品等）③対象者限定（女子会，学生割引等）④売り手限定（限定色，オリジナルブランド等）⑤数量限定（初回出荷限定, 100 個限定等）⑥流通限定（特定の店舗のみ購入可能，生産財等）が挙げられる。このような限定の手法は僅かなものしかない希少商品を得た満足度とは別に，その限定をした企業への印象やイメージも変わる場合がある。

タイムサービスなどは量販店やスーパーマーケットで見受けられ特定の時間に割引を受けるものである。また近年，レストランなどでは女性客のみを対象として割引を実施したり，特別のメニューを提供する店舗も見受けられる。ヨーロッパの高級ブランド・バックなどが期間限定や数量限定で販売されると，注文が殺到し入手が困難になる場合がある。また，スマートホンなどは限定のカラーを作り出し販売することで，その色のスマートホンだけが入手困難になり整理券が配布されることもある。さらに，人気のテーマパークは入場者数が一定限度までで制限されるケースがある。

これらは，商品の品質やサービスレベルを維持する為に必要であるのと同時に，限定することで消費者の購入喚起力を強める効果がある。また，希少性が多くの消費者に注目され話題になり，企業のブランド力を高める効果もある。すなわち，簡単には当該商品を購入できない状況をつくり希少価値を高めると，消費者側は手に入れるための努力が必要になる。この消費者努力は，購入後の知覚品質を高める効果があるとされる。商品を得るための消費者努力が購入者を自己正当化させるため，商品価値を本来よりも高く評価する傾向にあり，満足度も上昇するのである。各種の限定と希少性・知覚

品質の関係を下記の図に示す。

図２　限定プランと希少性・知覚品質の関係

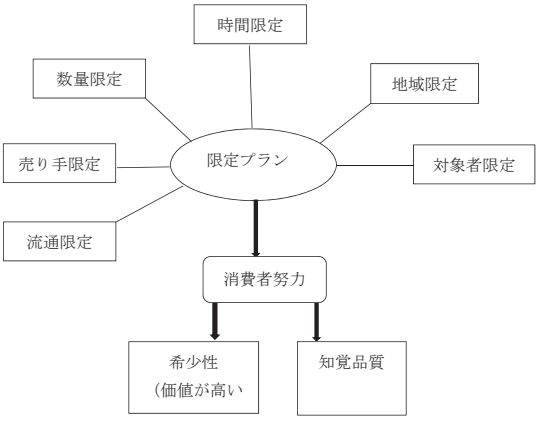

出所：匠英一『心理マーケティング』日本能率マネジメントセンター，2005 年，p87 を参考に筆者が加筆・修正

最後のシグナルは「他人の行動」である。このシグナルは消費者に一定以上の価値が備わっていることを消費者に訴求する。例えば，近年はインターネットで商品購入を決定する機会も多いが，消費者は口コミの数がどれくらい投稿されているかも大きな決定要因となる場合がある。旅行を計画する時などは，まだ訪問した事のない地域においては，どのような宿・ホテルを選択するべきか非常に気になる。そのため，既に利用経験のある旅行者が推奨するホテルなどを見比べて自身の予算に合わせて選択するケースがある。無形財の商品は多くの人々が既に経験･体験した評判を元に購入を決定する方が安心である。また，新規のレストランやラーメン店などで順番待ちの行列を見ると，当該の店舗は非常に人気があると消費者が思いこむケースも他人の行動によるものである。

消費者は，自分と同じような消費者行動を取る他人に影響を受けやすい。上述の旅行の例で言えば，同じ地域に興味を示し許容範囲の予算で既に当該観光地を訪問した経験者は，自分とは全く異なる他人でなく，自分と類似した消費者行動を行った人物となる。つまり，予算も旅の目的も全く自分と異なった消費者の体験などは参考にはならないのである。さらに，自分と同じ目的を持つ消費者が自分以外にも，同じ商品を求めている人が多ければ多いほど，体験・経験していなくても一定以上の価値があると認識する。他人の行動による作用が働き，自分自身が感じているのと同様に多くの人が当該の商品を求めていることで，選択する可能性は高まるのである。

このように，消費者が商品の品質や機能で意思決定が困難の場合，「なんとなく良さそうである」という商品ベネフィットでブランド選択されるケースがある。その商品ベネフィットを向上させるためには，上述の「権威」「希少性」「他人の行動」といった三つのシグナルを消費者に向けて発信することが一つの戦略となる。消費者シグナルとその意味づけを下記の表にまとめる。

表１　消費者シグナルの種類

シグナル	意味	具体例
権威	安心　信頼	有名タレント ジャーナリスト 専門家　スポーツ選手
希少性	価値が高い 知覚品質向上	期間限定　地域限定 対象者限定　数量限定 売り手限定　流通限定
他人の行動	一定以上の価値	口コミ登録数 行列 体験談等

出所：筆者作成

5　おわりに

下記の図３に示す通りある商品の市場においてメーカーが数社しか存在せず，それぞれ一つの商品しか市場投下していないのであれば，消費者は自身に適正な商品を品質や価格よって選択することが可能である。企業は競合他社よりも，多くの消費者に選択されるように商品を改良するため技術及び品質での競争が行われることになる。しかし，現代の市場においては多数のメーカーが存在し，多くの商品カテゴリーを所有し，さらに多くのブランドが当該企業の商品カテゴリーを守るために創造されている。しかも，ブランドごとに差別性を打ち出すための広告を中心とした情報が提供されている。このような状況下においては，消費者は商品の本質で選択するのは困難であり，いかなる情報が消費者にとって受け入れやすく理解しやすい情報なのかで選択することになる。したがって，企業は情報による競争を行っている事になる。

このように情報競争が広告コミュニケーションの中で行われている状況下では，「何となくよさそうである」というベネフィットを消費者に提供し競争優位性を保持するしかない。そのことで，商品の機能や品質でなく消費者に選択させることにより誇大広告や必要のない購買喚起力を煽ることになり批判の対照になっているのも事実である。したがって，今後は「消費者インサイト」の研究が重要課題となる。インサイトはマーケティング戦略の中で「人を動かす隠れた心理」と定義される。消費者が生活していく上で必要な商品が有形財であれ無形財であれ行き渡り，ニーズが失われている環境下では従来発想の延長上であるブランド戦略などで創造される商品で消費者ニーズを満たすのには限界が来ている。消費者インサイトを探り出す理論が構築されれば，既存の商品カテゴリーや既存ブランドであっても隠れた心理を追及することにより新たなターゲットに新規の需要を促進させる可能性がある。

図３　技術・品質競争と情報競争の概念図

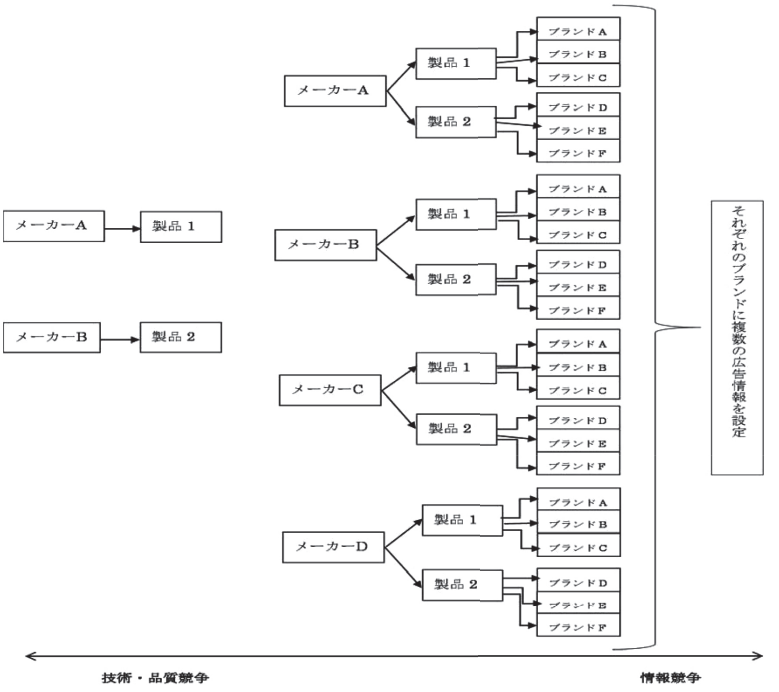

出所：筆者作成

注

1）この件に関しては，「IT media ink．情報マネジメント用語辞典」http://www.atmarkit.co.jp/aig/04biz/commoditize.html（平成 30 年 1 月 8 日アクセス）を参考にした。

2）B.Joseph Pine II and James H.Gilmore（1999）“*The Experience Economy*”岡本慶一・小高尚子訳（2005）『経験経済　脱コモディティ化のマーケティング戦略』ダイヤモンド社，p20

3）同前訳書，p20

4）Kevin Lane Keller（1998）“*Strategic Brand Management*”恩蔵直人・亀井明宏訳（2000）『戦略的ブランド・マネジメント』東急エージェンシー出版部，p48

5）宮澤永光・亀井昭宏監修（2003）『マーケティング辞典』（改訂版）同文館出版，ｐ 145

6）トライアル購入とリピート購入に関しては，大木英夫・石井禎・山中幸信（2001）『マーケティング計画の立て方･つくり方』日本能率マネジメントセンター，p74 を参考にした。

7）宮澤・亀井監修（2003），前掲書，p.151

8）消費者へのシグナルに関しては，重田修治『マーケティングの心理学』明日香出版社，p108 ～ p115 を参考にした。

Ulysses（1922）第 17 挿話の背景

猪 野 恵 也

Ulysses（1922）第 17 挿話は，ホメロスの *Odyssey* に倣い *Ithaca* と呼ばれている挿話である。James Joyce（1882-1941）は友人の Frank Budgen に語ったところ，*Ithaca* は“It is the ugly duckling of the book”とのことで Joyce のお気に入りの挿話であった。[1] また，Joyce は Budgen に次のような手紙を書き送っている。1921 年 2 月 28 日付である。

> I am writing *Ithaca* in the form of a mathematical catechism. All events are resolved into their cosmic physical, psychical etc. equivalents, e.g. Bloom jumping down the area, drawing water from the tap, the micturition in the garden, the cone of incense, lighted candle and statue so that not only will the reader know everything and know it in the baldest coldest way, but Bloom and Stephen thereby heavenly bodies, wanderers like the stars at which they gaze. [2]

“All events are resolved into their cosmic physical, psychical etc. equivalents, e.g.”とあるが，この挿話を読むと，「全ての出来事が等価値になる」というのがはっきりしないし，「読者が全てを知る」ということも実は曖昧である。しかし「数学的教理問答」というのは当てはまっている。ゴーマン＝ギルバート計画表によればこの挿話の

その対応関係は次の通り。場所はブルームの自宅，時間は午前2時，器官は骨格，学芸は科学，色彩はなし，象徴は彗星，技術は教理問答(非個人的)。[3]

教理問答集とは，元来，「キリスト教の信仰を伝授する教理入門教育」のことで問いとその答えから成っている。[4] 本来ならばキリスト者でない人々にキリスト教を教えるための最初の書である。では，*Ithaca* ではどのように教理問答が応用されているのか，教理問答の一例を *Ulysses* から引いておく。[5] 第16挿話において御者溜りから Bloom は Stephen を自宅に連れて帰ろうとする。そして以下は第17挿話の最初の教理問答である。

> What parallel courses did Bloom and Stephen follow returning?
>
> Starting united both at normal walking pace from Beresford place they followed in the order named Lower and Middle Gardiner streets and Mountjoy square, west: then, at reduced pace, each bearing left, Gardiner's place by an inadvertence as far as the farther corner of Temple street: then, at reduced pace with interruptions of halt, bearing right, Temple street, north, as far as Hardwicke place. Approaching, disparate, at relaxed walking pace they crossed both the circus before George's church diametrically, the chord in any circle being less than the arc which it subtends. (17.1-10)

この教理問答によってBloomの自宅までStephenとBloomがどうやってたどり着いたのか詳しく知ることができる。しかし物語のレベルに

おいて，*Ithaca* は Stephen と Bloom の芸術家と市民の出会いとその関係，そして Molly と Boylan の不義に対する Bloom の感情など，読者が気になっている所を明らかにするべき，いわばクライマックスを期待させる挿話である。[6] だが，テクスト及び語り手は読者を突き放しているようである。例えば，Bloom の収支決算書には第 15 挿話における娼屋での支払いが抜けているのである。

Ithaca における教理問答形式は直接的には Richmal Mangnall の *Historical and Miscellaneous Questions* によるものと指摘されている。19 世紀に流布したものでジョイスの時代にも使用されていたという。[7]

ここで *Ithaca* のテクストの生成に触れておこう。これは十段階に分けられるという。[8] 最初はアイディア，キャッチワード，広告や会話の断片などを書き留める作業であった。友人の Budgen は Joyce の方法をしばしば目撃している。

> I have seen him collect in the space of a few hours the oddest assortment of material: a parody on the *House that Jack Built*, the name and action of poison, the method of caning boys on training ships, the wobbly cessation of a tired, unfinished sentence, the nervous trick of a convive turning his glass in inward-turning circles, a Swiss musichall joke turning on a pun in Swiss dialect, a description of Fitzsimmons shift. [9]

Joyce は常に創作を意識していたようであり，興味深い目撃情報である。

第二段階はそれらの覚書を整理する作業である。題名をつけた別々の紙やノートにそれらの覚書を書き写す。第三段階は，挿話の部分や主たる出来事のアウトラインを書く。これは first draft といってもよ

い。第四段階は実際に手書きで原稿を書くことである。第五段階は，訂正や追加の書き込みをして手書き原稿をタイピストに渡すために整える。第六段階は，戻ってきたタイプ原稿を訂正したり，さらにそれに書き込みをする。第七段階は，第六段階と同じ作業をするが，数ページは印刷業者に渡せるが，Joyce はさらに書き込みをしてタイピストに渡す。第八，九，十段階になると校正刷りの段階になるが，Joyce はまだ手を加えて書き込みをしている。各段階を簡単な図にすると以下の通りになる。[10]

1. Slips with rough notes
2. Sheets of classified notes
3. Outline of episode
4. Rough draft
5. Fair copy of rough draft
6. First typescript
7. Second typescript
8. First gallery proof
9. Second gallery proof
10. Page proof

次は *Ithaca* の創作過程の年月について触れておきたい。Joyce が *Ithaca* に真剣に取りかかったのは，1921 年の 2 月である。しかし 1920 年には *Ithaca* の構想が出来上がっていたようである。1920 年のクリスマス前には第 15 挿話が大体書き終っていた。休む間もなく Joyce は第 16 挿話に取りかかった。そしてそれは 1921 年の 2 月半ばに書き終った。その後すぐに *Ithaca* に取り組んだ。以下は Harriet Shaw Weaver 宛の手紙である。1921 年 4 月 10 日付である。[11]

Dear Miss Weaver: On Saturday night I received a packet from Mrs Harrison containing the rest of the MS of *Circe*. Her story seems to have been true – luckily for my sanity. Only some pages which she had left on her table have been destroyed. I shall have to go over the notes of the scene again and recreate it which is not so easy as since writing it. I wrote the end and all the *Eumeus* episode and good part of *Ithaca*.

この後 *Ithaca*. を書き上げるのに苦労したようだが，8 月，9 月には第 18 挿話を書くことに傾注しているので，その間には大方出来上がっているといえるだろう。

しかし，10 月 Joyce は *Ithaca* の執筆に時間をかけ，印刷所に最後の校正刷りを渡したのは 1922 年の 1 月 27 日であった。

註

1. Budgen, 264.
2. *Selected Letters of James Joyce*, 278.
3. Gilbert, 30.
4. 『岩波キリスト教辞典』，216。
5. *Ulysses* のテキストは Hans Walter Gabler 版を用い，括弧内に挿話数と行数を示した。
6. C.H.Peake は，*Ulysses* のテーマとして市民 Bloom と芸術家 Stephen の出会いを挙げている。例えば，次のような指摘をしている。"The oddity of construction so obvious in the opening six chapters of *Ulysses* points unequivocally to the setting in motion of two opposed themes, or thematic centres, and the principle on which the whole book is organized is the slow moving into relationship of citizen and artist, as the central narrative action is their physical convergence."（114）
7. A. Walton Litz, 396.
8. Richard, 4.
9. Budgen, 176.
10. Richard, 6.
11. *Letters*, I:161（to Harriet Weaver）

参考文献

Budgen, Frank. *James Joyce and the Making of Ulysses and other writings*. London: , OUP, 1972.

Gilbert, Stuart. *James Joyce's Ulysses*. New York: A Division of Random House, 1955.

Joyce, James. *Selected Letters of James Joyce*. Ed. Richard Ellmann. London: Faber and Faber, 1992.

—. *Ulysses*. Ed. Hans Walter Gabler, et al. London: The Bodley Head, 1986.

—. *Letters of James Joyce*. Vol. I. Ed. Stuart Gilbert, 1957; rev. Richard Ellmann, 1966. New York: The Viking Press, 1966.

Litz, A.Walton. "Ithaca". *James Joyce's Ulysses: Critical Essays*. Ed. Clive Hart and David Hayman. Berkley: U of California Press, 1977.

Madtes, Richard E. *The "Ithaca" Chapter of Joyce's Ulysses*. Michigan: Umi Research Press, 1983.

Peake, C.H. *James Joyce: The Citizen and the Artist*. Stanford: Stanford UP, 1977.

大貫隆他『岩波キリスト教辞典』，岩波書店，2002 年。

あとがき

日本大学通信教育部『研究紀要』第三十一号をお届けします。平成二十九年四月より通信教育部長として関正晴（法学部教授）を迎えました。本号では、六名の通信教育部専任教員の論文及び研究ノートを収載いたしました。また、今回初めて査読論文二本を掲載しております。投稿された先生方におかれましては、この場を借りて心より感謝を申し上げます。

世界はグローバル化と自国第一主義との間で揺れ動いています。本通信教育部は、学際的構成による四学部八学科教員等が執筆する研究成果を毎年『研究紀要』として発刊しております。今後とも、充実した研究成果を本学『研究紀要』に収載され続けることを願っております。

（陸亦群）

研究紀要　第31号

平成30年3月31日　発行　（非売品）

編集兼発行人　関　正　晴

発行所　日本大学通信教育部
通信教育研究所

〒102-8005
東京都千代田区九段南4-8-28
電話　03（5275）8890

印刷／日本フィニッシュ株式会社

JOURNAL

OF
DISTANCE LEARNING DIVISION
NIHON UNIVERSITY

No.31 Mar. 2018

CONTENTS

Research Articles

NABEMOTO Yoshinori : A confinement case of Spanish sailor at Nagasaki in 17th Century

TAKAGI Kanae, UNAI Kazufumi and KOGA Toru : Why Japan Teachers' Union made and deny "Guideline of Defense struggle for Education" at 1949

NEMOTO Shinichi : Study on Applicability of Medical Standard Theory to Criminal Medical Trial

NAKAZAWA Hitomi : Reflections on Objectivization

Research Notes

AMEMIYA Fumitaka : A theory of the Advertising Concept and the Benefit Segmentation

INO Keiya : The backgrounds of 'Ithaca' in *Ulysses* (1922)